

目 次

第1	発行者の概況	2
	1. 主要な経営指標等の推移	2
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	3
	4. 関連会社の状況	22
	5. 従業員の状況	22
第2	事業の状況	23
	1. 業績等の概要	23
	2. 対処すべき課題	31
	3. 事業等のリスク	33
	4. 経営上の重要な契約等	35
	5. 研究開発活動	35
	6. 財政状態及び経営成績の分析	36
第3	設備の状況	42
	1. 設備投資等の概要	42
	2. 主要な設備の状況	42
	3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4	発行者の状況	43
	1. 資本金の推移	43
	2. 役員の状況	44
	3. コーポレート・ガバナンスの状況	44
第5	経理の状況	47
	1. 財務諸表	47
	2. 行政コスト計算財務書類	74
第6	発行者の参考情報	99

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
利益総額 a	974,918	950,528	946,134	893,318	850,652
引当金繰入前費用 b	779,108	702,326	634,567	562,146	511,535
収支差 a-b	195,809	248,202	311,567	331,172	339,117
利差補てん引当金繰入額 (注1)	-	45,281	65,787	58,492	54,030
債券借換損失引当金繰入額 (注2)	195,809	202,921	245,780	272,680	285,087
当期利益金 (注3)	0	0	0	0	0
総資産額	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340
貸付金残高	23,377,079	24,047,148	24,524,082	24,888,435	25,024,051
債券発行残高	22,362,802	22,875,916	22,805,942	22,614,091	22,377,652
公営企業健全化基金	843,152	847,528	855,838	860,607	867,556
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注 1) 平成 13 年度以降、利子を軽減された資金の貸付により生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号。以下「公営公庫法施行令」といいます。）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、利差補てん引当金として公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号。以下「公営公庫法施行規則」といいます。）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を積み立てています。なお、利差補てん引当金につきましては、本発行者情報概要書 6 ページ及び 10 ページをご参照下さい。

(注 2) 発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、債券借換損失引当金として当該年度末貸付残高の 125/1000 の範囲内で積み立てています。なお、債券借換損失引当金につきましては、本発行者情報概要書 34 ページ以降及び 41 ページをご参照下さい。

(注 3) 利益総額と引当金繰入前費用の収支差については、法令に基づいてこの利差補てん引当金（平成 13 年度以降）及び債券借換損失引当金として積み立てているため、当期利益金は生じておりません。

(注 4) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき公営企業金融公庫設立(昭和 32 年 6 月 1 日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設 財投機関債の発行開始

3. 事業の内容

(イ) 当公庫の概要

(a) 業務の目的

- ① 公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること(公営公庫法第 1 条第 1 項)。
- ② 地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 2 項)。
- ③ 土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 3 項)。

(b) 資本金の構成及び貸付実績

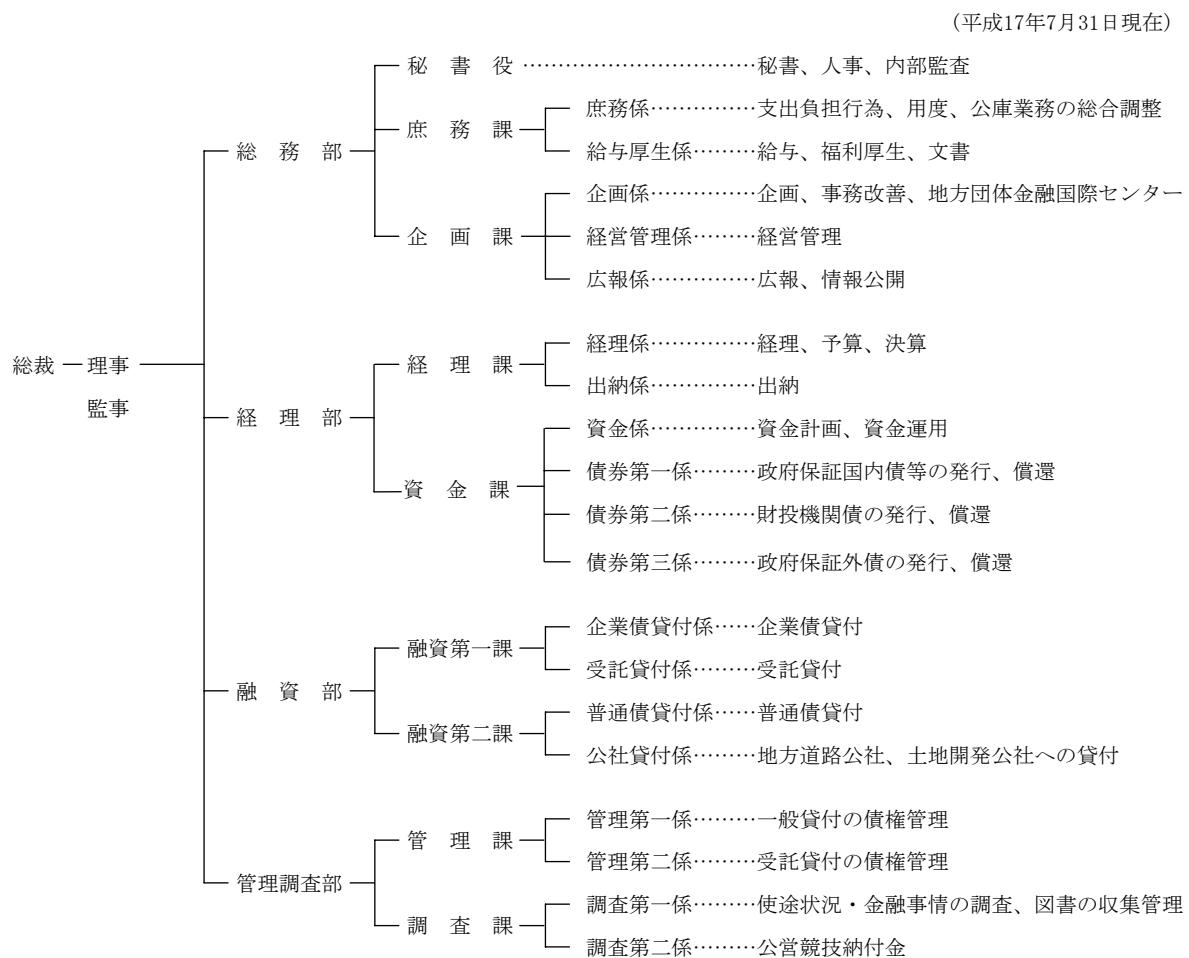
公営公庫法第5条第1項は、公庫の資本金は24億円とするとしており、さらに、同条第2項は、政府は必要があると認めるときは公庫に追加して出資することができるとしており、かかる追加の出資があった場合には、同条第3項により、公庫はその出資額により資本金を増額するものとされています。

平成17年3月31日現在の当公庫の資本金の額は166億円であり、その全額を政府が産業投資特別会計から出資しています。

また、平成16年度における当公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成16年度貸付額	1兆6,438億63百万円
平成16年度末貸付金残高	25兆240億51百万円

(c) 組織図



(参考) 役員の仕事及び権限(公営公庫法第10条)

- ① 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。
- ③ 監事は、公庫の業務を監査します。
- ④ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

(d) 日本政府の監督等

① 資本金の出資

前記(イ)(b)記載のとおり、当公庫の資本金は、その全額が政府の産業投資特別会計から出資されています。

② 主務官庁による認可事項等

i 主務官庁による監督(公営公庫法第35条)

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

ii 主務官庁による検査等(公営公庫法第37条)

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は公庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができることとされています。

iii 役員の任命と解任(公営公庫法第11条、第36条)

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

iv 業務方法書の認可(公営公庫法第20条)

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けます。

v 事業計画、資金計画の認可(公営公庫法第22条)

公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。

vi 債券発行の認可(公営公庫法第23条第1項)

公庫は、主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行します。

vii 利率の承認(公営企業金融公庫業務方法書第4条第1項第6号)

公庫は、貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を勘案し、主務大臣の承認を受けて貸付利率を定めています。

viii 予算制度(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条)

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなっており、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経ることとなっています。

閣議の決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっています。

③ 国庫補給金

当公庫の基準利率は、資金調達コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率が適用されており、これまで特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金の運用益等に加え国庫補給金により賄われてきました。

このうち、国庫補給金については、当公庫の経営状況等にかんがみ、昭和62年度予算から順次縮減され、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において「国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する」とされたことを受け、平成12年度予算を最後に廃止されています。

なお、国庫補給金の廃止後も当公庫としては、経営の健全性に配慮しつつ、引き続き低利貸付を実施し

ていくこととしており、そのために必要な自己財源を将来にわたり確保し、財務の健全性を担保するため、これまでの公営企業健全化基金の活用に加え、平成13年度からは、利差補てん引当金制度を採用しました。利差補てん引当金制度とは、特別利率貸付により将来発生する損失の見込額を「基準利率－特別利率」（ただし、公営企業健全化基金で補てんする部分を控除する。）に基づき算出し、その所要額につき引き当てることとし、毎年度、前年度以前の貸付残高に係る当該年度の利差補てん引当金所要額を取り崩す制度です。なお、特別利率（臨時特別利率を含む。）につきましては、本発行者情報概要書9ページをご参照下さい。

④ 会計検査院の検査

当公庫に対しては会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）第20条、第22条第1項第5号及び第30条の2に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年1回行われる実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。また議院等から国会法の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合规性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

（参考）

政策金融機関等の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、「政策金融機関等への金融庁検査の導入について」（平成13年12月25日閣議口頭了解）において、政策金融機関（当公庫含む9機関）及び郵政公社にリスク管理の分野について金融庁検査を導入することとされ、これを受けて、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律が平成14年5月31日に公布され、平成15年4月1日から施行されたことに伴い、今後当公庫はリスク管理の分野に関する金融庁長官による検査を受けることとなります。（公営公庫法第37条の2）

(ロ) 当公庫の業務内容

(a) 業務の内容

当公庫は、公営公庫法第19条、同法附則第9項及び第10項により、以下の業務を行います。

- ① 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け、並びにこれらの業務に附帯する業務
- ② 地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付け及びこれに附帯する業務
- ③ 土地開発公社が行なう公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付け及びこれに附帯する業務
- ④ 農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行なう造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務

なお、平成16年度長期貸付（本発行者情報概要書8ページの「(参考)貸付の種類」をご参照ください。）実績の割合についてみると、①に係る貸付は1兆6,303億円(96.7%)です。

前記①に記載される地方債とは、地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の許可（平成18年度から地方債許可制度が廃止され、原則として地方債協議制度に移行する予定です。）を得た公営企業及び臨時三事業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをいいます。

す。

また、公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので政令で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、公営公庫法附則第10項をご参照ください。

この結果、当公庫の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

当公庫の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	工業用水道事業
3	交通事業
4	電気事業
5	ガス事業
6	港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
7	病院事業
8	介護サービス事業
9	市場事業
10	と畜場事業
11	観光施設事業
12	有料道路事業
13	駐車場事業
14	地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業
15	公共下水道事業及び流域下水道事業
16	市街地再開発事業
17	公営住宅事業
18	産業廃棄物処理事業
19	臨時地方道整備事業
20	臨時河川等整備事業
21	臨時高等学校整備事業

なお、当公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付けを行うことはできません。

(b) 業務の方法

当公庫は、公営公庫法第20条第1項により、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないものとされており(なお、これを変更しようとする場合も同様とされています。)、かかる規定に基づき、昭和32年6月1日付けをもって業務方法書を作成し、当時の主務大臣である内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けています。

(参考)貸付の種類

- ・ 一般貸付
 - 長期貸付
 - 許可前貸付
 - 短期貸付
- ・ 公社貸付
- ・ 受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び許可前貸付、公社貸付)

当公庫による貸付(後記(d)に記載する一時借入金の貸付を除きます。)は、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

- i 公営企業及び臨時三事業に係る地方債の許可を受けた、又は受ける見込みが確実な地方公共団体
- ii 地方的な幹線道路の建設を行う地方道路公社
- iii 公営企業に相当する事業を行う土地開発公社

② 貸付の対象となる事業

- i 地方公共団体に対する貸付の場合
前記(a)に記載する公営企業及び臨時三事業
- ii 地方道路公社に対する貸付の場合
有料道路事業(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第21条第1項に定める道路の新設又は改築に係るもののうち道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第8条の3第1項に基づく貸付の対象となったものに限ります。)
- iii 土地開発公社に対する貸付の場合
港湾整備事業(埋立事業に限ります。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業

③ 貸付金の使途

設備資金、設備資金に係る地方債の借換のために要する資金及び設備資金に係る地方債の支払利息の支払いのために要する資金

④ 貸付金の限度額

- i 地方公共団体に対する貸付金の限度額
許可を受けた地方債の額及び許可を受ける見込みが確実な額のうち政府資金による引受が行われない額に相当する額
- ii 地方道路公社に対する貸付金の限度額
地方的な幹線道路の建設に要する資金のうち、一般の金融機関の融資及び国の貸付けが行われない額

に相当する額

iii 土地開発公社に対する貸付金の限度額

公営企業に相当する事業に要する資金のうち、一般の金融機関の融資が行われない額に相当する額

⑤ 貸付の審査

一般貸付については、総務大臣又は都道府県知事の起債許可を得た事業を貸付対象としており、その事業の必要性、内容等については貸付先地方公共団体の議会で十分審議されるとともに、起債許可の際に対象事業の採算性あるいは借入先の償還能力等に係る審査が行われています。このため、当公庫においては、地方債の許可がなされているか、議会の議決を得ているか等の事項についての審査を行っています。

また、公社貸付については、前記((c)-②-ii、iii)の事業を貸付対象として、個々の事業について、連帯債務保証に係る設立地方公共団体の議会の議決を得ているか、事業の目的及び効果や採算性はどうか等についての審査を行っています。

⑥ 貸付の方法

証書貸付又は債券の応募による

⑦ 貸付利率

当公庫の長期の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率があります。

基準利率が利率算定の基礎となりますが、実際(平成16年度)の貸付実績では、特別利率の適用が70.0%、臨時特別利率の適用が22.1%、基準利率の適用が7.9%となっています。

当公庫の基準利率は、資金調達コストを反映して貸付期間及び償還形態に応じて設定しています。具体的な算定方法は、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と、貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。(注1)

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しています。平成17年度は基準利率-0.30%となっています。

臨時特別利率は、総務省の政策に基づいた特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しています。平成17年度は基準利率-0.35%となっています。基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

基準利率の改定の際は、主務大臣の承認を受けることとなります。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金(注2)および利差補てん引当金(注3)等により賄われています。

(注1) 割引現在価値の算出方法

政府保証国内債の発行条件決定日における国債の流通利回りのイールドカーブに、各々の当公庫政府保証国内債の発行条件決定時における各々の発行者利回りとのスプレッドを加重平均して上乘せしたものを当公庫債のイールドカーブとみなし、当該債のイールドカーブに基づくディスカウントファクターを計算し、調達済み資金及び貸付のキャッシュフローに乗じて割引現在価値を算出します。

(注2) 公営競技納付金

地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を貸付利率の引き下げ財源として活用しています。

(注3) 利差補てん引当金

特別利率による貸付(臨時特別利率を含む。)については、従来は国庫補給金及び公営企業健全化基金運用益等を財源として利下げを行ってきましたが、平成12年度を最後に国庫補給金が廃止(平成9年9月の閣議決定)されたことに伴い、今後も引き続き低利貸付実施のための自己財源を確保し、財務の健全性を担保するため、平成13年度に新たに創設したものです。

貸付利率決定の仕組み

<p>基準利率</p> <p>○資金調達コストを反映した利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率計算時点で、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を決定。 ・調達済原資はその割合に応じて融資に使用されたと想定して、その各未使用残高を次の原資として繰り越す。 ・資金滞留期間中の調達済原資の支払利息等について、原資の現在価値計算に織り込み、資金滞留損を、資金調達コストとして各月の貸付利率に反映させる。 ・資金滞留期間中の調達済原資に係る運用益についても、資金調達コスト把握の一環として各月の貸付利率に反映させる。 ・利率計算上生じる端数については、0.05刻みとなるよう切上げ計算を行い、0.05刻みの利率とする。(これにより事務コスト等を吸収する。) <p>○利率の改定に際しては、主務大臣(総務大臣及び財務大臣)の承認を受けて、公営企業金融公庫業務方法書に規定する主務大臣承認事項の別表を改正したうえ、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>港湾整備、地域開発、観光施設事業等に適用</p>
<p>特別利率</p> <p>○特定の事業について基準利率より低く設定した利率(平成17年度基準利率-0.30%)。</p> <p>○利下げ財源は、利差補てん引当金、公営企業健全化基金の運用益及び同基金の取り崩し。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、工業用水道事業等に適用</p>
<p>臨時特別利率</p> <p>○総務省の政策等に基づいた特定の事業について特別利率よりもさらに低く設定した利率(平成17年度基準利率-0.35%)。</p> <p>○利下げ財源は特別利率と同じ。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、交通、電気及び病院の各事業の一部に適用</p>

⑧ 償還期限

貸付の日の翌日から 28 年以内

⑨ 償還の方法

据置期間は 5 年以内とし、償還は、割賦償還又は一時払いの償還としています。ただし、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

⑩ 債務の保証

地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付けに当たっては、設立地方公共団体に当該貸付額に係る債務について連帯保証契約を行わせるものとしています。

⑪ 補償金制度による繰上償還

地方公共団体は補償金(繰上償還に伴い当公庫が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については当公庫の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては当公庫の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

当公庫による一時借入金の資金の貸付(同一年度内に償還が行われる貸付をいいます。)は、前記(c)に記載する貸付に支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

② 貸付金の使途

設備資金及び運転資金。なお、設備資金の貸付は、原則として重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

③ 貸付金の限度額

設備資金については当該年度において地方債の許可を受けることが確実と認められる額に相当する額とされ、運転資金については歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額です。

④ 償還期限

3 か月以内において歳計現金の一時的不足の調整のために必要な期間。ただし、やむを得ない場合には原則として 3 か月以内の期間に限り借換を認めます。

⑤ 償還の方法

一括弁済

⑥ その他

前記①ないし⑤に記載するもののほかは、前記(c)②、⑤及び⑥の記載と同様です。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(㉞)(a)のとおり、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付を行います。

(f) ALM・リスク管理体制

① リスク管理体制

各部署長、課長で構成されるリスクマネジメント会議において、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策の検討等を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。

② ALM への取り組み

当公庫におきましては平成10年度よりALM管理手法を導入し、さらに、平成13年度からは、総務部企画課内に経営管理係を設置し、今後の金利変動等に応じた長期的な経営分析等に用いています。当公庫で使用している分析モデルは、シナリオ分析をはじめ、EaR分析、デュレーション分析等が可能です。

(g) 金融機関に対する業務の委託

公営公庫法第21条第2項により、公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができます(ただし、資金の貸付の決定についてはこの限りではありません)。

同項に基づき、当公庫は、主務大臣の認可を受けた上で、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務その他の業務を委託しています。かかる業務委託においては、当公庫は貸付にかかる返済元利金及び繰上償還に係る補償金(以下「返済元利金等」といいます。)を収納するにあたり、受託者である金融機関に返済元利金等を払い込む地方公共団体等の名称、返済元利金等の払込期日及び返済元利金等の額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体等に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金等の受領、領収書の交付、返済元利金等の当公庫指定の銀行の預金口座への送金、当公庫に対する収納済通知書の送付等を委託しています。

当公庫の指定する金融機関一覧表

(平成17年7月31日現在)

都市銀行	みずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、UFJ銀行、三井住友銀行、埼玉りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、札幌銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、南日本銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島銀行、沖縄海邦銀行

(ハ) 当公庫の財務

(a) 経理の特徴

① 会計処理基準

当公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、当公庫の財務諸表は、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。当公庫は後述の行政コスト計算書作成にあたり、民間の金融機関の会計処理基準に準拠した平成16年度の財務諸表を作成しましたが、現行の会計処理基準との相違は以下のとおりです。

(参考)

民間(行政コスト計算財務書類)の会計処理との主な比較

区 分	現 行 ベ ー ス	民間(行政コスト計算財務書類)ベース
① 退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。
② 貸倒引当金	未計上(貸付相手方が地方公共団体等により、貸倒れの危険性がないため。)	金融庁の検査マニュアルに定める基準に従い計上。(マニュアルでは、国及び地方公共団体に対する債権は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとされており、その結果、期末における残高はない。)
③ 賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
④ 債券借換損失引当金及び利差補てん引当金(その他の引当金)	公営公庫法施行令の規定に基づき、借換損失引当金について当該年度末貸付金残高の125/1000の範囲内で計上し、利差補てん引当金については、公営公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定めるところにより計上。	その他の引当金は、将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に限定。
⑤ ソフトウェア(無形固定資産)	未計上	将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用相当額を無形固定資産として計上。
⑥ 有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的を満期保有目的有価証券に分類の上、償却原価にて計上。
⑦ 債券発行差金(繰延資産)	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	債券の償還期限までの期間内で償却。

② 財務諸表及び決算報告書の作成

当公庫は、毎事業年度の決算を翌年度5月31日までに完結させ、毎事業年度ごとに財務諸表及び決算報告書を作成します。財務諸表については、監事の意見を付して決算完結後1ヶ月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け、また、決算報告書については、監事の意見を付して財務諸表の承認後遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出します。その後、財務諸表及び決算報告書は、事務所に

備え置き、一般の閲覧に供するとともに、財務諸表については、遅滞なく官報に公告されます。さらに、財務諸表及び決算報告書は内閣に送付された後、11月30日までに会計検査院に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、いずれも国会に提出されます(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第17条乃至第21条)。

(b) 資金調達の概要

① 公営企業債券の発行

i 公営企業債券の発行

公営公庫法第 23 条に基づき、当公庫は主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行することができます。当公庫による貸付の原資は、主としてかかる公営企業債券の発行により調達しています。

ii 公営企業債券の最近の発行実績と平成 17 年度発行計画額 (額面)

(単位：百万円)

区 分	平成 15 年度			平成 16 年度			平成17年度
	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	発行計画額
政府保証国内債	1,395,900	1,769,640	16,338,421	1,136,460	1,453,650	16,021,230	1,042,647
政府保証外債	130,000	128,561	909,081	122,040	70,401	960,720	130,000
財投機関債	300,000	—	620,000	400,000	—	1,020,000	400,000
縁 故 債	482,000	601,550	4,746,589	408,000	778,888	4,375,702	396,000
合 計	2,307,900	2,499,751	22,614,091	2,066,500	2,302,939	22,377,652	1,968,647

(注) 四捨五入により、(平成16年度当期末残高) = (平成15年度当期末残高) + (平成16年度当期発行高)

— (平成16年度当期償還額) とならないことがあります。

当公庫では「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める。」という財政投融资制度改革の趣旨(注)を踏まえ、当公庫自身の信用力に依拠した資金調達を行うべく、平成16年度には4,000億円を発行しました。なお、平成17年度の発行計画額は、4,000億円となっています。

(注)財政投融资制度については平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする旨の制度改革が実施されました。

② 金融機関からの短期借入れ

公営公庫法第30条により、当公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額(当該金額が公営公庫法第22条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額とします。)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができるものとされています。かかる短期借入れは、当該短期借入れをした事業年度内に償還しなければなりません。また、当公庫は、かかる短期借入れのほか、資金の借入れを行

ってはならないものとされています。なお、平成16年度においては短期借入れを実施しておりません。

③ 公営企業健全化基金の受け入れ

当公庫は、地方財政法第32条の2の定めるところにより、昭和45年度以降、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは公営公庫法第28条の2第1項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としています。

なお、公営企業健全化基金の平成12年度から平成16年度までの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
12	820,745	22,407	—	843,152
13	843,152	12,340	7,963	847,528
14	847,528	14,920	6,609	855,838
15	855,838	10,868	6,100	860,607
16	860,607	10,609	3,659	867,556

(注) 期首基金残高+公営競技納付金-基金取崩額と期末基金残高とが四捨五入により一致しないことがあります。

④ 国庫補給金の受け入れ

前記(イ)(d)③をご参照ください。

(二) 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(a) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資機関については、平成17年度以降新規融資を行わない、また、事業実施機関については、現在、実施・継続中の事業及び平成17年度以降の新規着手が既に予定されている事業を対象とする等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとの観点から、平成11年度より取り組まれており、平成17年度は財政融資対象の全特殊法人等26機関が行い、財政制度等審議会財政投融資分科会の審議を経て、平成17年7月28日に公表されました。

(b) 当公庫の平成 17 年度政策コスト分析結果(平成 17 年 7 月 28 日公表)

1. 国からの補給金等	—
2. 国からの出資金等の機会費用分	87 億円
1～2 小計	87 億円
3. 国への資金移転	—
1～3 合計＝政策コスト	87 億円

(試算の概要)

- ① 当公庫が行う事業のうち、受託貸付を除く全事業を試算の対象としています。
- ② 既往の貸付残高 24 兆 9,726 億円(平成 16 年度末予定額)に加え、平成 17 年度地方債計画等に基づく貸付計画に従い、平成 17 年度 1 兆 6,064 億円、平成 18 年度 9,399 億円の貸付を実行し、これ以降については新規の貸付けを行わない前提で試算しています。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え、平成 17 年度地方債計画等に基づく貸付金が全て回収されるまでの 30 年間となっています。
- ④ 資金収支の不足額について、公営企業債券を発行することにより資金調達しています。
- ⑤ 国からの補給金については見込んでいません。また、国の出資金については新たな出資を見込んでいません(平成 16 年度末現在 166 億円)。

以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な政策コストを算出しました。

(ホ) 特殊法人等に係る行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、当公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

当公庫は、平成 16 年度の行政コスト計算財務書類を平成 17 年 7 月 29 日に公表しました。当公庫の行政コスト計算財務書類の概要等は、当公庫の開設するホームページに掲載するとともに、当公庫の事務所に備え置き公表しています。行政コスト計算財務書類については本発行者情報概要書 74 ページ以降に記載しています。

(a) 行政コスト計算財務書類の体系は以下のとおりです。

行政コスト計算書

添付書類

- ① 民間企業仮定貸借対照表
- ② 民間企業仮定損益計算書
- ③ キャッシュ・フロー計算書
- ④ 民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)

⑤ 附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 当公庫の行政コスト計算書の特徴

当公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、①貸倒引当金残高がないこと、②金利変動積立金を計上していること、③利差補てん積立金を計上していること、④現行の財務諸表と異なり、債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入に相当する額等が利益として計上される結果となっていることです。

債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入を損失として計上しなかったこと等による結果、業務費用と機会費用を合計した当公庫の行政コストは、▲317,004百万円とマイナスとなっています。

(ハ) 特殊法人等改革、政策金融改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行い、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされました。また、平成13年6月22日には特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進するための「特殊法人等改革基本法」が施行されました。

この「行政改革大綱」及び「特殊法人等改革基本法」に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定され、当公庫については、事業について講ずべき措置として、

○貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。

○財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。

とされました。当該指摘事項についての当公庫に関する対応状況は次の表のとおりとなっています。

指摘事項	指摘事項についての対応状況																																				
<p>【地方債資金の融通業務】</p> <p>○貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。</p>	<p>●貸付分野の縮減(15年度以降の予算で措置) 次の事業については公庫資金の貸付を行わない(ただし、継続部分については一定の経過措置を講じる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域開発事業(臨海土地造成、内陸工業用地造成、流通業務団地造成、住宅用地造成、事務所・店舗等用地造成、土地区画整理事業としての宅地造成) ・市街地再開発事業 ・土地開発公社の地域開発事業 <p>●貸付規模の縮減(14年度以降の予算で措置) [貸付計画額] ⑬1兆9,777億円→⑭1兆9,529億円(▲1.3%)→⑮1兆7,536億円(▲10.2%) →⑯1兆7,652億円(0.7%)→⑰1兆6,064億円(▲9.0%) [地方債計画額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>13年度(A)</th> <th>14年度</th> <th>15年度(B)</th> <th>増減(B/A)</th> <th>17年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>億円</td> <td>億円</td> <td>億円</td> <td>%</td> <td>億円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府資金</td> <td>78,100</td> <td>76,000</td> <td>76,900</td> <td>▲1.5</td> <td>47,200</td> </tr> <tr> <td>公営公庫資金</td> <td>19,600</td> <td>19,000</td> <td>17,800</td> <td>▲9.2</td> <td>15,330</td> </tr> <tr> <td>民間等資金</td> <td>67,298</td> <td>70,239</td> <td>90,145</td> <td>33.9</td> <td>92,836</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>164,998</td> <td>165,239</td> <td>184,845</td> <td>12.0</td> <td>155,366</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	13年度(A)	14年度	15年度(B)	増減(B/A)	17年度		億円	億円	億円	%	億円	政府資金	78,100	76,000	76,900	▲1.5	47,200	公営公庫資金	19,600	19,000	17,800	▲9.2	15,330	民間等資金	67,298	70,239	90,145	33.9	92,836	合 計	164,998	165,239	184,845	12.0	155,366
区 分	13年度(A)	14年度	15年度(B)	増減(B/A)	17年度																																
	億円	億円	億円	%	億円																																
政府資金	78,100	76,000	76,900	▲1.5	47,200																																
公営公庫資金	19,600	19,000	17,800	▲9.2	15,330																																
民間等資金	67,298	70,239	90,145	33.9	92,836																																
合 計	164,998	165,239	184,845	12.0	155,366																																
<p>○財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p>	<p>●財投機関債の発行の拡充(14年度以降の予算で措置) ⑬1,000億円 → ⑭2,200億円 → ⑮3,000億円 → ⑯4,000億円 → ⑰4,000億円</p> <p>●政府保証債のシェアの縮減(14年度以降の予算で措置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>13年度(A)</th> <th>14年度</th> <th>15年度(B)</th> <th>増減(B-A)</th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府保証債発行額</td> <td>16,770億円</td> <td>15,320億円</td> <td>15,310億円</td> <td>▲1,460億円</td> <td>11,700億円</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>76.0%</td> <td>72.2%</td> <td>65.3%</td> <td>▲10.7ポイント</td> <td>59.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>●政策評価の実施 ⑭政策評価の試行 ⑮～政策評価の本格実施</p>	区 分	13年度(A)	14年度	15年度(B)	増減(B-A)	17年度	政府保証債発行額	16,770億円	15,320億円	15,310億円	▲1,460億円	11,700億円	シェア	76.0%	72.2%	65.3%	▲10.7ポイント	59.5%																		
区 分	13年度(A)	14年度	15年度(B)	増減(B-A)	17年度																																
政府保証債発行額	16,770億円	15,320億円	15,310億円	▲1,460億円	11,700億円																																
シェア	76.0%	72.2%	65.3%	▲10.7ポイント	59.5%																																

(注) 1. 上表中の数値は、いずれも計画額をいいます。

2. 「●政府保証債のシェアの縮減(14年度以降の予算で措置)」の表中における「シェア」とは、公営企業債券の発行計画額の合計に対する比率をいいます。

また、当公庫を含めた8つの政策金融機関に関して、組織形態について講ずべき措置として、「①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。」とされました。

これを受けて、平成14年12月13日の経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が決定され、さらにこの決定を受け、平成14年12月17日には「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」が閣議決定されました。これらの内容は以下のとおりです。

平成14年12月13日
経済財政諮問会議

政策金融改革について

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり3段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成17年度から平成19年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成20年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態

は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

- ① 経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする恐れがある収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）
- ② 事業運営の効率性の向上
- ③ 民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者の任用
- ④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底
- ⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）
- ⑥ 会計は、原則として企業会計原則によることとする。

(4) 政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化の徹底

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。
貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項

- ① 改革の過程を通じて、円滑かつ効率的な中小企業金融が確保されるよう配慮する。
- ② この改革とあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場、民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。
- ③ 改革の過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われず（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば、以下のとおりである。

(A) ①②が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

(B) ①に該当するが、②には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段と比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要ある。

(C) ①②のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

(D) ②に該当するが、①には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

(別添2) 機関別の主要検討課題

- 1 国民生活金融公庫
 - ・特別貸付、教育貸付のあり方
 - ・長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策
- 2 農林漁業金融公庫
 - ・大企業をはじめとする食品産業向け融資のあり方
- 3 中小企業金融公庫
 - ・一般貸付のあり方
 - ・特別貸付制度の創設・評価のあり方
- 4 公営企業金融公庫
 - ・政府保証の必要性の有無を踏まえた財政融資との役割分担のあり方
 - ・公社貸付、一般会計事業貸付のあり方
 - ・更新投資に対する貸付のあり方
- 5 沖縄振興開発金融公庫
 - ・沖縄特利制度のあり方
 - ・特定業種向け・産業振興目的の一般的な貸付制度のあり方
- 6 国際協力銀行
 - ・輸入金融、投資金融、アンタイドローンのあり方
- 7 日本政策投資銀行
 - ・大企業向け融資のあり方
 - ・プロジェクト・ファイナンスのあり方
 - ・地域インフラ向け融資のあり方
- 8 商工組合中央金庫
 - ・メンバーズバンク業務のあり方
 - ・大企業・中堅企業向け融資のあり方

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について

平成14年12月17日
閣 議 決 定

道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関のあり方については、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に従い、それぞれ道路関係四公団民営化推進委員会、国土交通省、経済財政諮問会議において検討され、今般その結果がとりまとめられたところであるが、今後の対応については下記の方針によることとする。

記

1・2 (略)

3 政策金融機関

政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

その後、平成17年6月21日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」が閣議決定されましたが、政策金融改革に関する事項については以下のとおりとされています。

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

1. 資金の流れを変える

(2) 政策金融改革

平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる。

4. 関連会社の状況

当公庫が出資を行っている法人等はありません。

5. 従業員の状況

平成17年度当初における役職員の定数は、役員5人、職員81人、計86人であり、定数外の非常勤理事が1人となっています。

なお、平成17年7月29日現在における役職員の実員数は、役員5人(他に非常勤理事1人)、職員80人、計85人(1人)であり、職員80人のうち、64人が総務省から、3人が財務省から、1人が国土交通省からの出向者です。

	平成16年度当初定数	平成17年度当初定数	平成17年7月29日現在の 実員数
役員	5人(1人)	5人(1人)	5人(1人)
職員	81人	81人	80人
計	86人(1人)	86人(1人)	85人(1人)

(注) (1人)は、非常勤理事で定数外であり、外書きとしています。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

当公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成 12 年度以降の地方債計画の状況は以下のとおりです。

地方債計画の推移

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対前年度比 (%)			構 成 比 (%)			
		政府資金	公庫資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫	民 間	政 府	公 庫	民 間
12	173,197	81,800	20,650	70,747	△ 7.8	△ 6.4	0.9	△11.6	47.2	11.9	40.9
13	179,507	81,100	19,600	78,807	3.6	△ 0.9	△ 5.1	11.4	45.2	10.9	43.9
14	179,337	76,000	19,000	84,337	△ 0.1	△ 6.3	△ 3.1	7.0	42.3	10.6	47.0
15	184,845	76,900	17,800	90,145	3.1	1.2	△ 6.3	6.9	41.6	9.6	48.8
16	174,843	56,000	16,140	102,703	△5.4	△27.2	△9.3	13.9	32.0	9.2	58.7
17 (当初)	155,366	47,200	15,330	92,836	△11.1	△15.7	△5.0	△9.6	30.4	9.9	59.8

(注) 地方債計画総額は、平成 12 年度から平成 16 年度までは最終計画分であり、平成 17 年度は当初計画分です。

(ロ) 貸付の状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成 16 年度は貸付計画額 1 兆 7,652 億円に対し、貸付実績額は 1 兆 6,439 億円となり、計画額と比べて 1,213 億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成 16 年度貸付実績額のうち 92.1%(1 兆 5,139 億円)が特別利率(臨時特別利率を含む)による貸付です。

貸付総額 1 兆 6,438 億 63 百万円を貸付団体別にみますと、市(市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。)が 8,988 億 3 百万円(4,975 件)で最も多く、全体の約 5 割を占めています。次いで、都道府県が約 3 割の 4,192 億 67 百万円(736 件)、残り 3,257 億 93 百万円(7,085 件)が町村及び企業団・組合等となっています。

平成16年度事業別貸付状況

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数
			百万円	百万円	%	%	件
公 営 企 業 債	水道	○ 上水道	236,400	206,223	△ 3.6	12.5	1,737
		○ 簡易水道	23,900	24,934	15.6	1.5	1,031
	工業用水道	○ 工業用水道	13,900	11,026	△ 17.2	0.7	78
	交通	○ 交通	152,400	140,063	△ 4.8	8.5	85
	電気	○ 電気	6,100	1,546	△ 43.2	0.1	18
	ガス	○ ガス		2,570	△ 0.7	0.2	29
	港湾整備	港湾整備	11,300	12,663	△ 3.6	0.8	86
	病院	○ 病院	112,300	96,886	△ 10.4	5.9	437
	介護サービス	○ 介護サービス	8,100	4,528	△ 29.9	0.3	47
	市場	○ 市場	7,500	5,825	△ 57.2	0.4	24
	と畜場	○ と畜場	1,200	1,399	△ 28.8	0.1	5
	観光施設	観光施設	5,500	5,983	142.2	0.4	12
	有料道路	○ 有料道路	3,500	-	-	-	-
	駐車場	○ 駐車場		2,045	△ 4.3	0.1	9
地域開発(注1)	地域開発	5,000	1,308	△ 88.4	0.1	9	
下水道	○ 下水道	612,300	576,041	△ 8.0	35.0	6,380	
		(小計)	1,199,400	1,093,047	△ 7.0	66.5	9,987
一 般 会 計 債	公営住宅	○ 公営住宅	46,600	34,161	△ 25.9	2.1	285
	臨時地方道整備	○ 臨時地方道整備	367,300	367,781	△ 2.1	22.4	1,326
	臨時河川等整備	○ 臨時河川等整備	19,900	18,853	△ 7.6	1.1	167
	臨時高等学校整備	○ 臨時高等学校整備	7,000	6,419	△ 10.3	0.4	14
		(小計)	440,800	427,213	△ 5.0	26.0	1,792
		借換債(注2)	110,000	110,000	57.1	6.7	1,002
地方 道路 公社		○ 有料道路	15,000	13,602	△ 16.5	0.8	15
土地 開発 公社		港湾整備(埋立)		-	-	-	-
総計			1,765,200	1,643,863	△ 3.9	100	12,796

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 借換債については、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。

3. ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。

4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

団体別貸付実績

区 分	平成 15 年 度			平成 16 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	727	347,017	20.3	736	419,267	25.5
市	4,898	1,005,274	58.7	4,975	898,803	54.7
町 村	7,931	309,829	18.1	6,790	261,311	15.9
企業団・組合等	378	49,015	2.9	295	64,482	3.9
計	13,934	1,711,135	100.0	12,796	1,643,863	100.0

- (注) 1. 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上しています。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫から委託を受けて行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で424億8百万円で前年度に比べて52.1%の増となっています。

この内訳は、公有林整備事業が418億57百万円(対前年度比54.7%増)、草地開発事業が5億51百万円(対前年度比33.5%減)となっています。

平成16年度公有林整備事業等団体別貸付状況

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	200	21,587	0	0	200	21,587	50.9
市	582	7,664	3	45	585	7,709	18.2
町 村	1,892	12,606	24	481	1,916	13,087	30.8
組 合 等	0	0	1	25	1	25	0.1
計	2,674	41,857	28	551	2,702	42,408	100.0

- (注) 1. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度9月20日及び3月20日です。

平成16年度における一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金に関しては、定期分として元金1兆3,748億2百万円、利息8,206億4百万円、許可前貸付分として利息90万円をそれぞれ回収しました。また、これらのほかに元金1,334億45百万円及び利息29億13百万円の繰上償還がありました。

平成16年度貸付金回収状況

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
長 期 貸 付 定 期 償 還	314,141	1,374,802	442,620	820,604
長 期 貸 付 繰 上 償 還	1,477	133,445	1,475	2,913
許 可 前 貸 付 償 還	-	-	6	1
短 期 貸 付 償 還	-	-	-	-

平成 16 年度における受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金 496 億円、利息 120 億 65 百万円(うち繰上償還分元金 372 億 9 百万円、利息 6 億 75 百万円)を、草地開発事業で元金 21 億 52 百万円、利息 12 億 79 百万円(うち繰上償還分元金 2 百万円、利息 0 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 16 年度末の貸付金残高は 219,766 件、25 兆 240 億 51 百万円(うち公社貸付は 808 件、2,361 億 73 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 9 兆 7,411 億 50 百万円、臨時地方道整備事業が 5 兆 4,340 億 90 百万円、上水道事業が 5 兆 10 億 99 百万円、交通事業が 1 兆 6,370 億 2 百万円、公営住宅事業が 8,579 億 24 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 90.6%を占めています。

平成 16 年度事業別長期貸付残高

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比	
		件	百万円	%	
水 道	上水道	50,343	5,001,099	20.0	
	簡易水道	2,914	75,633	0.3	
工業用水道	工業用水道	3,119	383,431	1.5	
交通	交通	1,065	1,637,002	6.6	
電気	電気	1,058	109,832	0.5	
ガス	ガス	414	76,557	0.3	
港湾整備	港湾整備	1,195	134,521	0.5	
病院	病院	1,606	406,477	1.6	
介護サービス	介護	179	14,504	0.1	
市場	市場	479	119,967	0.5	
と畜場	と畜場	35	7,669	0.0	
観光施設	観光	126	22,892	0.1	
有料道路	有料道路	9	1,396	0.0	
駐車場	駐車場	583	144,348	0.6	
	地域開発(注1)	臨海	139	108,084	0.4
		内陸	68	28,221	0.1
	土地区画	11	5,089	0.0	
住宅用地	2	96	0.0		
公共下水道及び流域下水道	下水道	111,674	9,741,150	38.9	
市街地再開発	市街地	7	1,780	0.0	
公営住宅	公営住宅	5,947	857,924	3.5	
産業廃棄物処理	産業廃棄物	7	5,923	0.0	
臨時地方道整備	臨時地方道整備	32,925	5,434,090	21.7	
臨時河川等整備	臨時河川等整備	4,405	355,101	1.4	
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	648	115,092	0.5	
	(公) 道路	805	235,673	0.9	
	(社) 土地	3	500	0.0	
計		219,766	25,024,051	100.0	

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 30,519 件、3,729 億 64 百万円、草地開発事業が 2,351 件、323 億 8 百万円の合わせて 32,870 件、4,052 億 71 百万円となっています。

平成 16 年度末の都道府県別貸付残高については以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

都道府県	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		土地開発公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	291	186,650	4,819	978,550	8,157	271,718	277	28,675					13,544	1,465,593
青森	229	75,880	1,566	220,625	1,521	47,429	141	19,527	11	614			3,468	364,075
岩手	226	97,896	2,015	214,188	1,352	54,649	78	11,094					3,671	377,826
宮城	425	194,423	1,868	382,936	4,232	129,749	228	23,550	27	5,611			6,780	736,269
秋田	294	68,829	3,230	176,122	2,228	40,935	47	3,114					5,799	289,000
山形	345	105,938	1,920	209,915	2,236	54,188	109	3,269	11	264			4,621	373,573
福島	333	74,365	1,782	258,891	3,733	108,608	198	32,361	3	540			6,049	474,766
茨城	567	201,112	4,054	282,568	2,361	83,305	253	27,198	19	1,795			7,254	595,977
栃木	229	74,958	2,190	227,077	1,651	49,290	64	7,311	23	2,740			4,157	361,376
群馬	310	93,804	2,236	182,709	2,625	64,711	82	11,404					5,253	352,628
埼玉	289	273,552	4,036	479,174	2,423	71,878	230	22,938	17	4,126			6,995	851,668
千葉	547	209,216	3,640	449,608	1,283	35,639	531	95,957	21	4,485			6,022	794,906
東京	149	241,377	1,949	250,359	193	5,819	6	864	18	4,031			2,315	502,450
神奈川	263	191,306	2,445	1,189,841	820	31,848	105	205,402	15	3,657			3,648	1,622,053
新潟	281	77,291	5,635	424,523	2,750	87,539	249	28,861					8,915	618,214
富山	354	93,214	2,260	189,635	1,327	56,774	112	12,517	23	2,419			4,076	354,558
石川	213	75,498	2,324	250,053	1,253	55,281	3	329	10	2,556			3,803	383,717
福井	297	65,605	1,303	97,110	1,491	40,740	68	3,045	4	134			3,163	206,635
山梨	157	78,670	2,600	126,760	1,404	29,046	101	5,035	8	1,495			4,270	241,007
長野	280	105,696	3,034	334,018	4,241	150,591	265	28,739	36	6,671			7,856	625,716
岐阜	188	68,540	3,735	255,723	1,134	37,059	3	660	13	1,121			5,073	363,103
静岡	382	134,084	2,891	398,674	1,963	62,970	66	25,808	30	3,736			5,332	625,273
愛知	466	243,108	3,510	838,537	1,622	42,695	160	15,660	67	53,190			5,825	1,193,190
三重	473	118,023	2,876	228,154	1,420	35,169	28	3,295	8	421			4,805	385,062
滋賀	268	89,100	3,199	230,050	1,244	29,375	73	5,193	21	2,848			4,805	356,566
京都	214	79,904	2,146	533,650	1,373	36,485	10	4,522	17	3,405			3,760	657,966
大阪	456	230,799	4,523	1,396,862	587	19,208	33	2,646	100	44,291			5,699	1,693,806
兵庫	407	228,659	5,029	867,487	3,813	160,330	311	95,604	127	29,706			9,687	1,381,786
奈良	288	136,203	1,734	131,726	1,775	42,907	1	82	13	9,966			3,811	320,884
和歌山	169	39,045	901	107,410	1,180	47,703	9	2,816	9	68			2,268	197,042
鳥取	206	38,728	1,260	104,604	1,577	50,066	21	976					3,064	194,374
島根	251	73,792	1,879	189,492	554	27,238	87	3,644					2,771	294,166
岡山	365	175,807	3,479	427,662	1,504	50,151	100	36,314	5	364			5,453	690,298
広島	444	132,066	3,948	673,487	1,146	46,984	2	1,105	16	7,712	3	500	5,559	861,854
山口	521	124,623	3,334	213,314	1,055	26,302	206	21,229	4	792			5,120	386,260
徳島	211	47,493	729	64,724	952	30,204	3	262					1,895	142,683
香川	260	57,287	1,521	95,274	1,337	36,051	8	234					3,126	188,846
愛媛	180	49,440	2,126	214,859	585	17,631	50	2,309					2,941	284,238
高知	161	41,805	799	102,536	822	30,866	5	7,359	7	713			1,794	183,280
福岡	158	86,504	3,523	1,026,824	1,712	72,499	259	36,055	41	25,058			5,693	1,246,941
佐賀	39	23,325	1,116	104,238	756	34,353	139	22,712	11	1,156			2,061	185,783
長崎	176	46,042	1,687	201,323	1,139	36,525	16	2,228	31	3,770			3,049	289,887
熊本	226	54,355	2,003	242,027	1,801	55,813	70	4,637	11	534			4,111	357,367
大分	147	58,031	1,604	150,075	423	12,666	3	247	18	3,503			2,195	224,523
宮崎	220	66,581	1,172	154,830	1,387	48,017	4	192					2,783	269,621
鹿児島	185	82,445	1,368	152,378	1,516	52,931	60	4,693	10	2,180			3,139	294,627
沖縄	233	87,331	988	53,608	1,008	17,630	59	4,050					2,288	162,619
合計	13,373	5,198,401	117,986	16,084,192	82,666	2,629,566	4,933	875,720	805	235,673	3	500	219,766	25,024,051

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(140件、38,759百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(受託貸付)

(単位：件、百万円)

都道府県	公有林整備事業						草地開発事業						合計	
	都道府県分		市町村分		小計		都道府県分		市町村分		小計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	136	64,662	4,348	20,905	4,484	85,567			1,231	14,830	1,231	14,830	5,715	100,397
青森	67	3,211	687	3,024	754	6,235			281	5,385	281	5,385	1,035	11,620
岩手	145	48,900	1,351	7,544	1,496	56,445			161	2,247	161	2,247	1,657	58,692
宮城	131	3,925	991	3,228	1,122	7,152			17	108	17	108	1,139	7,261
秋田	27	872	1,789	10,890	1,816	11,762			86	718	86	718	1,902	12,479
山形	21	1,214	417	2,233	438	3,447			77	687	77	687	515	4,134
福島	30	6,753	477	1,704	507	8,456			11	73	11	73	518	8,530
茨城			28	26	28	26			8	77	8	77	36	104
栃木	28	3,263	21	33	49	3,295			23	91	23	91	72	3,386
群馬	19	374	157	310	176	684			17	80	17	80	193	764
埼玉	48	7,459	64	239	112	7,698							112	7,698
千葉	28	2,937			28	2,937							28	2,937
東京			17	35	17	35			1	1	1	1	18	36
神奈川	46	4,749			46	4,749							46	4,749
新潟	58	1,701	330	1,710	388	3,411			11	156	11	156	399	3,567
富山	39	2,116	64	178	103	2,294			31	594	31	594	134	2,888
石川	71	7,642	275	6,600	346	14,242							346	14,242
福井	80	1,184	499	3,858	579	5,042							579	5,042
山梨	52	5,525	102	316	154	5,841			1	22	1	22	155	5,863
長野	98	3,099	1,204	7,564	1,302	10,663			48	161	48	161	1,350	10,824
岐阜	63	1,060	751	3,177	814	4,238			51	1,098	51	1,098	865	5,336
静岡	46	1,576	233	921	279	2,497							279	2,497
愛知														
三重	64	1,053	346	1,208	410	2,260							410	2,260
滋賀	43	3,619	73	450	116	4,070							116	4,070
京都	82	1,207	422	3,169	504	4,376	1	41	1	26	2	67	506	4,443
大阪	73	2,224			73	2,224							73	2,224
兵庫			817	4,068	817	4,068							817	4,068
奈良	78	5,190	108	542	186	5,732	5	1,510			5	1,510	191	7,242
和歌山	32	1,158	411	980	443	2,138							443	2,138
鳥取	97	1,752	307	2,292	404	4,043			23	250	23	250	427	4,294
島根			1,596	9,592	1,596	9,592			71	684	71	684	1,667	10,276
岡山	66	2,249	699	3,129	765	5,378			48	448	48	448	813	5,826
広島	48	2,225	1,019	4,880	1,067	7,105			1	50	1	50	1,068	7,155
山口	8	1,367	6,902	1,375	6,927			23	237	23	237	1,398	7,164	
徳島	42	1,426	240	624	282	2,050			4	11	4	11	286	2,060
香川	45	1,568	78	221	123	1,789							123	1,789
愛媛	68	1,539	461	1,210	529	2,749							529	2,749
高知	115	2,874	613	2,516	728	5,390			8	141	8	141	736	5,531
福岡	47	3,463	190	4,750	237	8,214			13	900	13	900	250	9,114
佐賀	33	738	160	399	193	1,137			2	2	2	2	195	1,140
長崎	68	2,871	793	3,804	861	6,675			22	764	22	764	883	7,439
熊本	46	6,008	1,094	5,778	1,140	11,785	5	131	11	57	16	188	1,156	11,973
大分	78	3,018	517	1,656	595	4,674							595	4,674
宮崎	65	2,970	942	8,837	1,007	11,806			16	143	16	143	1,023	11,950
鹿児島	83	4,314	1,947	7,747	2,030	12,062			42	586	42	586	2,072	12,648
沖縄														
合計	2,514	223,715	28,005	149,249	30,519	372,964	11	1,682	2,340	30,626	2,351	32,308	32,870	405,271

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ホ) 資金調達の状況

平成16年度貸付額(許可前貸付を含む)1兆6,438億63百万円は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賅いました。

平成16年度における公営企業債券の発行総額は、2兆665億円(前年度2兆3,079億円)であり、その内訳は政府保証国内債1兆1,364億60百万円、政府保証外債1,220億40百万円、財投機関債4,000億円及び縁故債4,080億円となっています。

なお、平成16年度に当公庫が発行した政府保証国内債(10年債)1兆1,364億60百万円は、平成16年度政府保証国内債(10年債)発行総額3兆3,221億31百万円の34.2%を占めています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化と資金調達コストの軽減を図る観点から、昭和58年度から発行しているもので、平成16年度はグローバル・ユーロ債を1,220億40百万円発行しました。

財投機関債は、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、資金調達手段の多様化を図る観点から、平成13年度から発行しているもので、平成16年度には4,000億円発行しました。

縁故債は、安定的な資金の確保を図る観点から発行しているもので、平成2年度から地方公務員共済組合連合会が全額引き受けており、平成16年度は4,080億円発行しました。

公営企業債の平成16年度末発行残高は、22兆3,776億52百万円(前年度末残高22兆6,140億91百万円)となっています。

(ハ) 公営競技納付金の概況

平成16年度における納付団体数は205団体で、公営競技の開催権を有する団体(293団体)の70%であり、その納付金額は、259億7,698万円となりましたが、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号。以下「地方財政法施行令」といいます。)に基づく施行団体からの申請による還付額を差し引いた後の納付金額は、106億899万円と前年度の108億6,776万円に比べ2億5,877万円の減少(2.4%減)となっています。

(参考) 公営企業金融公庫業績評価(平成16年度)

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成11年12月9日付 自治企一第98号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を平成11年度から行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。

<評価結果は次頁>

区分	評価項目	評価事項	単位	評価		備	
1 達成度	貸付の状況	長期貸付実績 長期貸付計画	百万円 百万円	1,643,863 1,765,200	% 93.1	・長期貸付計画と長期貸付実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を越えたことなどによって生じたものである。	
		長期貸付件数実績 長期貸付申込件数実績	件 件	12,796 12,796	% 100.0	・年度内の借入申込に対してはすべて年度内に貸付を行った。	
		当該年度の地方公営企業に係る国の主要施策に対する公庫の実施状況					(1) 臨時特別利率制度の実施 ・臨時特別利率制度として 「地域社会基盤整備対策分」「環境・安全対策分」「福祉対策分」「合併促進対策分」に対し、3,626億円を貸付けた。 (2) 公営企業借換債の拡充 ・地方公営企業の健全化を図るため、1,100億円の借換えを実施した。
	資金調達 の状況	債券発行 状況	国内債発行実績	億円	19,445		・政府保証国内債は、1兆1,365億円を発行し、政府保証国内債(10年債)全体の34.2%を占め、引き続き市場での評価も良好で、円滑に消化された。また、非政府保証公募債(財投機関債)は、4,000億円を発行し、順調に消化された。縁故債については、4,080億円を発行し、全額地方公務員共済組合連合会引受により安定した資金調達を行った。
			うち政府保証国内債 非政府保証公募債 (財投機関債) 縁故債		11,365 4,000 4,080		
外債発行実績		億円	1,220		・グローバル・ユーロ債(平成16年5月)を発行し、順調に消化された。		
	外債の発行による調達コスト低減 <算出方法>発行額(円価額)×ロット(bp) ×償還年限	百万円	598		・適切な市場での発行を行うことにより、政府保証国内債による資金調達に比べてより低廉なコストでの調達を実現した。		
2 効率性	業務遂行状況	長期貸付実績 職員数(定員)	百万円 人	1,643,863 81	20,295 百万円/人	・20年前(昭和60年度)の数値を比較すると、貸付額は1.6倍の伸び、貸付残高は2.6倍の伸び、及び貸付件数は2.8倍の伸びである一方、職員定数は2名減の81名となっており、最小限の組織で効率的な運営を行っている。	
		長期貸付件数 職員数(定員)	件 人	12,798 81	158 件/人		
		長期貸付残高 職員数(定員)	百万円 人	25,024,051 81	308,939 百万円/人		
		長期貸付件数(残高) 職員数(定員)	件 人	219,766 81	2,713 件/人		
3 健全性	損益収支の 状況	当該年度の損益収支の状況(当期利益金)	円	0		・収益総額8,507億円に対して、引当金繰入及び繰延資産に係る償却前の費用総額は、4,990億円であり、財務大臣が別に定めたところにより債券発行差金等の償却と利益補てん引当金及び債券借換損失引当金の繰入に充てたため、損益収支差額は生じなかった。	
		繰延資産の償却状況	億円	125		・公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券発行差金等を償却した。	
	事務経費率の 状況	事務経費 長期貸付平均残高	百万円 百万円	1,861 25,221,911	% 0.0074		
	公営企業健全 化基金の状況	年度末の基金残高	百万円	867,556		・地方財政法第32条の2に基づく公営競技納付金が10,609百万円納付され、このうち3,659百万円を公庫法第28条の4第3項に基づく地方債の利子の軽減に充当し、残額を同法第28条の2第2項に基づく基金に積み立てた。	
	利差補てん 引当金の状況	利差補てん引当金期末残高	百万円	151,437		・公庫法施行令第15条の2第1項の規定に基づき算定した額54,030百万円を積み立てた。また、同条第2項及び第3項の規定に基づき算定した額23,465百万円を取り崩した。	
	債券借換損失 引当金の状況	債券借換損失引当金期末残高 期末貸付残高	百万円 百万円	2,285,075 25,024,051	91 1,000	・公庫法施行令第16条に基づき、当該年度分285,087百万円を引き当てた。	
		債券借換損失引当金期末残高 債券借換損失引当金累計限度額	百万円 百万円	2,285,075 3,128,006	% 73.1		
元利金の回収 状況	当該年度の元金及び利息の回収状況				・元金 1兆5,082億円 ・利息 8,235億円		
	延滞債権の発生状況及び残高				・延滞債権は発生していない。		

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

当公庫は、特別法である公営公庫法に基づく公法上の法人(政府関係機関)であり、財政投融资計画及び地方債計画等に基づき、市場から政府保証債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担の軽減を図るという国として果たすべき役割の一翼を担っています。今後ともこの役割を適切に果たすことができるよう、国と十分連携を図りつつ、貸付資金枠の確保、適正な特別利率の設定、必要な政府保証の確保等に積極的に取り組んでまいります。

(ロ) 経営基盤の安定強化

当公庫は、金利リスクをはじめとする経営上の諸リスクに適切に対応するため、平成 13 年度より各部課長で構成するリスクマネジメント会議を設置し、各種リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。また、平成 17 年 6 月 22 日に「公営企業金融公庫リスク管理規程」を定め、各種リスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明確にしました。ALM モデルについても分析手法の精緻化を推進しています。当公庫におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し適切に対応しています。

なお、事業等のリスク及び対処状況に関する詳細に関しては、本発行者情報概要書 33 ページ以降をご参照下さい。

(ハ) 効率的な経営の徹底

当公庫においては、貸付残高はこの 20 年間で約 4 倍になったものの、職員定数については平成 14 年度に前年度比 1 人減の 82 人となるまで、昭和 54 年度以来 83 人を維持してまいりました(平成 17 年度職員定数は 81 人)。今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいります。また、国における電子政府の取り組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との間の事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、資金滞留コストの削減にも努めてまいります。特に、当公庫の貸付けは 3 月から 5 月に集中する一方で資金調達については債券発行の平準化が要求されるため、資金の滞留が発生するという問題につきましては、資金滞留コストをできるだけ小さくするため、平準化発行にも配慮しつつ、債券の発行時期の調整や短期借入の弾力的活用等に取り組んでまいりたいと考えています。

(二) 開かれた透明な経営の実施

当公庫は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、業務報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、インターネット上のホームページの充実も行っています。加えて、平成 13 年度からは、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である行政コスト計算財務書類を作成し、ホームページに掲載するなどにより公表しています。

さらに、一層市場に目を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、投資家向けパンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

なお、平成 13 年 12 月 5 日に公布された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）が、平成 14 年 10 月 1 日から施行され、当公庫の保有する文書は原則公開対象となりました。

(ホ) 政策金融改革について

平成 13 年 12 月 19 日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を受けて、経済財政諮問会議において検討されてきた政策金融のあり方については、平成 14 年 12 月 13 日の同会議において「政策金融改革について」が決定されました。政府は、この結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等を講じることとする閣議決定を同年 12 月 17 日に行いました。その後、政府は平成 17 年 6 月 21 日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」を閣議決定し、平成 14 年 12 月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめることとしています。

いずれにいたしましても、当公庫といたしましては、長期低利の良質な資金を地方公営企業等に供給することにより、上下水道等の重要かつ基礎的な社会資本の整備や公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与するという重要な役割に支障が生じないよう適切に対応してまいります。

なお、特殊法人等改革、政策金融改革に関する詳細に関しましては、本発行者情報概要書 17 ページ以降をご参照ください。

3. 事業等のリスク

(イ) 信用リスク

当公庫の貸付対象は、地方公共団体及び対象二公社(以下「地方公共団体等」という。)に限定されており、公社に対する貸付の場合には必ず設立地方公共団体の債務保証を受けることもあり、当公庫が有する貸付債権について、これまでに貸倒は1件も発生していません。また、当公庫は、以下の理由から、今後においても地方公共団体が債務者である貸付債権については債務不履行が生じる可能性は極めて小さいものと考えています。かかる結論については、平成18年度から許可制度が協議制度に移行した場合も、変更がないものと考えています。

- ・ 地方公共団体による借入その他の地方債の起債は、地方財政法第5条により限定的な場合にのみ認められており、かつ、同法第5条の3により、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事と協議しなければならないとされていること(なお、同法附則第33条の7第4項により、平成17年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。)
- ・ 普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること。
- ・ 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)に規定される歳入欠陥を生じた地方公共団体のうち一定のものについては、同法に基づく地方債の起債制限が適用され得ること。また、同法に規定される財政再建団体又は準用財政再建団体については、同法の下で厳格な財政再建措置がとられ得るような制度が用意されていること。
- ・ 地方公共団体については、破産法(平成16年法律第75号)その他倒産手続に関する法律の適用はないと考えられ、地方公共団体に対する貸付債権の行使が破産手続により制限されることはないこと。
- ・ 地方公共団体は一定の課税権を有していること。

なお、対象二公社向け貸付の残高は、平成16年度末現在、貸付残高全体の0.9%です。

また、当公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付けを行うことはできません。

(ロ) 市場関連リスク

(a) 金利リスク

当公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付を行っています(平成13年度からは10年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っています。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクについて、当公庫は、以下のように対応することとしています。

- i 貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクに的確に備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金を創設しましたが、その残高は平成 16 年度末には、2 兆 2,851 億円に達しており、今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。
- ii 特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しています。
- iii 今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいります。

また、当公庫はトレーディング業務は行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

(b) 価格変動リスク

当公庫は、余裕金の一部を有価証券で運用していますが、運用期間が短く、満期保有を基本とする等、安全性を重視した運用を行っており、価格変動リスクは極めて少ないものとなっています。

(c) 為替リスク

当公庫は、外貨建て債券を発行しており、したがって為替リスクを負っています。かかる為替リスクをヘッジするため、当公庫は調達額全額について通貨スワップ及び長期先物為替予約を行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティーリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(d) その他の市場リスク

当公庫は、平成 16 年度に物価連動債を発行しており、償還元金変動するリスクを負っています。かかるリスクをヘッジするために、当公庫は調達額全額について、金利スワップを行っています。

なお、当公庫では、スワップ及び長期先物為替予約といった金融派生商品取引等を、業務に伴う為替リスク、金利リスクをヘッジする目的に限定して行っており、平成 17 年 3 月末現在の信用リスク額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
通 貨 ス ワ ッ プ	351,660	7,594
長 期 先 物 為 替 予 約	308,507	6,958
金 利 ス ワ ッ プ	40,000	162
そ の 他 金 融 派 生 商 品 取 引	—	—
ネーティングによる信用リスク削減効果	—	△1,939
合 計	700,167	12,775

(注)1 信用リスク額は国際統一基準によって算出したものです。(注)2 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 流動性リスク

当公庫は、政府保証債を中心とする安定した資金調達を行っている一方で、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね予見されていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て主務大臣の認可を受け、これに基づいて日々の資金繰り表及び収支見込みを作成しているため、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関に当座貸越枠を設定するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しています。

(ニ) 事務リスク

当公庫は、役職員による業務の懈怠や業務遂行上の事故の発生等を原因として損害を被る可能性があります。役職員による関係法令・規程等の遵守及び善管注意義務の認識を高めることにより、こうした事務リスクを管理することを一つの目的として、平成 15 年 1 月に「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス委員会」を設置しました。

また、平成 15 年 6 月には、「コンプライアンスマニュアル」の役職員への配布や、コンプライアンスに関する研修の実施などの具体的な取り組みを行っています。その詳細につきましては、本発行者情報概要書 45 ページ以降をご参照ください。

(ホ) システムリスク

当公庫は、コンピュータシステムの誤作動等、システムの不備等に伴い損害を被る可能性があります。こうしたシステムリスクの管理に係る基本方針として、当公庫の情報資産の保護と適切な活用を図るため、「システムリスク管理に関する要綱」及び「システムリスク管理ポリシー」を制定するとともに、これらに基づく運用基準として、「システムリスク管理スタンダード」を制定し、運用しています。

また、当公庫のコンピュータシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「公営企業金融公庫コンティンジェンシープラン」を策定しています。

4. 経営上の重要な契約等

当公庫の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(イ) 経営成績の変動について

○損益計算書（平成12年度～平成16年度）

（単位：百万円）

科目	12	13	14	15	16
＜損失＞					
債券利息	752,438	679,223	617,509	542,452	477,873
借入金利息	—	0	2	0	—
支払雑利息	—	—	291	347	347
債券発行諸費	5,096	4,793	4,310	5,456	4,052
償却費	19,865	16,574	10,649	12,154	12,568
20 固定資産減価償却費	51	49	56	55	65
債券発行差金償却	6,567	4,072	4,056	5,256	6,978
債券発行費償却	13,247	12,453	6,537	6,844	5,525
利差補てん引当金繰入	—	45,281	65,787	58,492	54,030
債券借換損失引当金繰入	195,809	202,921	245,780	272,681	285,087
その他の損失	1,709	1,735	1,807	1,736	16,695
合 計	974,918	950,528	946,134	893,318	850,652
＜利益＞					
貸付金利息	971,005	939,037	908,349	861,938	822,312
長期・許可前貸付利息	971,005	939,036	908,349	861,938	822,312
短期貸付利息	—	1	—	—	—
補給金	1,400	—	—	—	—
余裕資金運用益	2,217	2,060	138	113	77
受入雑利息	—	1,024	962	—	—
公営企業健全化基金より受入	—	7,963	6,609	6,100	3,659
利差補てん引当金戻入	—	—	24,510	24,178	23,465
その他の利益	296	444	5,565	990	1,138
合 計	974,918	950,528	946,134	893,318	850,652

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

当公庫の平成16年度の利益は、貸付金利息8,223億12百万円、余裕資金運用益77百万円、公営企業健全化基金より受入36億59百万円、利差補てん引当金戻入234億65百万円、その他の利益11億38百万円の合計8,506億52百万円でした。

これに対し、損失は、債券利息4,778億73百万円、支払雑利息3億47百万円、債券発行諸費40億52百万円、固定資産減価償却費65百万円、利差補てん引当金繰入540億30百万円、債券借換損失引当金繰入2,850億87百万円、その他の損失166億95百万円の8,381億49百万円で、利益との差額125億3百万円を債券発行差金及び債券発行費の償却費に充当したため利益金は生じませんでした。

(ロ) 財政状態について

○貸借対照表 (平成 12 年度～平成 16 年度)

(単位：百万円)

科目 \ 年度	12	13	14	15	16
<資産の部>					
貸付金	23,377,079	24,047,148	24,524,082	24,888,435	25,024,051
受託貸付金	437,431	432,149	424,221	414,616	405,272
現金預け金	1,119,731	1,011,400	792,214	586,073	665,836
有価証券	4,935	205,000	169,330	129,999	—
未収収益	28,228	27,601	26,235	24,799	23,611
雑勘定	13	—	—	—	—
固定資産	2,523	2,802	2,696	2,581	2,570
繰延資産	—	—	—	—	—
債券発行差金	—	—	—	—	—
債券発行費	—	—	—	—	—
合 計	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340
<負債及び資本の部>					
債券	22,362,802	22,875,916	22,805,942	22,614,091	22,377,652
受託貸付資金	437,431	432,149	424,221	414,616	405,272
未払費用	17,797	15,930	13,379	12,880	12,540
雑勘定	13,551	11,169	8,932	6,850	5,208
基本公営企業健全化基金	843,152	847,528	855,838	860,607	867,556
利差補てん引当金	—	45,281	86,558	120,872	151,437
債券借換損失引当金	1,278,606	1,481,527	1,727,307	1,999,988	2,285,075
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
合 計	24,969,939	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(a) 公営企業健全化基金

平成 16 年度については、期首残高 8,606 億 7 百万円に対し、納付金収入は 106 億 9 百万円で、その運用収益は、296 億 40 百万円でした。一方、16 年度における基金による利差補てん所要額は 332 億 87 百万円で、これに上記運用収益の額から基金管理費を控除した額 296 億 27 百万円を充て、更に不足する額について、公営公庫法第 28 条の 4 第 3 項ただし書きの規定に基づき当該年度の納付金収入額のうち 36 億 59 百万円を充てた結果、16 年度期末残高は 8,675 億 56 百万円となりました。

(b) 利差補てん引当金

平成 16 年度については、公営公庫法施行令第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営公庫法施行規則第 2 条及び附則第 2 条で定められているところにより算定した額 540 億 30 百万円を繰入れ、234 億 65 百万円を取り崩しました。

(c) 債券借換損失引当金

平成 16 年度については、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定による主務大臣の承認を受けた額 2,850 億 87 百万円を繰入れました。この結果、債券借換損失引当金の累積額は、前期末の 1 兆 9,999 億 88 百万円

に当期分を加えて 2 兆 2,850 億 75 百万円となりました。

(d) 繰延資産

繰延資産については、「公庫の国庫納付金に関する政令」第 1 条第 4 項の規定に基づき財務大臣の定める方法により償却することとされており、発生額の 125 億 3 百万円を全額償却しました。

このため、繰延資産の期末残高は 0 となりました。

(e) 資本金

資本金は、166 億円（全額政府出資）となっています。

(ハ) 政策コスト分析について

政策コスト分析とは財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。

平成 17 年度政策コスト分析結果(平成 17 年 7 月 28 日公表)

	政策コスト	分析期間
公営企業金融公庫	87 億円	30 年

政策コスト分析の詳細については、発行者情報概要書 15 ページ以降をご参照ください。

(ニ) 行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等で構成される行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

当公庫は、平成 16 年度の行政コスト計算財務書類を平成 17 年 7 月 29 日に公表しました。当公庫の行政コスト計算財務書類については、当公庫の開設するホームページに掲載するとともに、当公庫の事務所に備え置き公表しています。

(単位：百万円)

業務費用	▲ 317,272
機会費用	268
行政コスト	▲ 317,004

行政コスト計算財務書類の詳細については、発行者情報概要書 16 ページ以降及び 74 ページ以降をご参照ください。

(ホ) 公営企業金融公庫業績評価について

当公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成 11 年 12 月 9 日付 自治企一第 98 号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。なお、業績評価については、本発行者情報概要書 29～30 ページをご参照下さい。

(ハ) 政策評価について

当公庫は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)において、当公庫の業務について講ずべき措置として、「政策目標を明らかにしたうえで、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる」とされたことに対応し、政策評価を実施するため「公営企業金融公庫政策評価実施要領」を作成しました。この要領では、当公庫の「使命」と業務運営の「基本方針」を定めるとともに、業務運営において「達成すべき目標」などを定めています。当公庫は、本実施要領に掲げた目標を踏まえ、より一層効果的、効率的な業務運営に取り組んでいくとともに業務運営の軌跡を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえ、業務運営において達成すべき目標等を見直していきます。なお、これらの情報につきましては、当庫ホームページ等で公表しております。

(ト) 自己資本について

当公庫は、政策金融機関であり、銀行法の適用を受けませんので、国際統一基準による自己資本比率を算出していませんが、貸借対照表上の資本合計額と総資産額の比率は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 15 年度末	16,600	26,046,503	0.06%
平成 16 年度末	16,600	26,121,340	0.06%

なお、平成 17 年 7 月 29 日に公表した行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表により、同様の計算をすれば、次のようになります。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 16 年度末	2,470,243	26,154,824	9.44%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)によると、地方公共団体向け貸付債権はリスクウエイト 0%とされており、地方公共団体が設立する土地開発公社及び地方道路公社向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイトが 10%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しています。

(f) 平成 17 年度予算について

平成 17 年度予算については、第 162 回国会で平成 17 年 3 月 23 日に議決され成立しました。

この平成 17 年度予算に基づく、当公庫関連事項の概要は以下のとおりです。

I. 貸付資金枠

(単位：億円、%)

区 分		平成 17 年度予算 A	平成 16 年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
一 般 貸 付	一般会計債	4,036	4,408	△ 8.4
	公営企業債	9,918	11,994	△17.3
	公営企業借換債	2,000	1,100	81.8
	小 計	15,954	17,502	△ 8.8
公社貸付		110	150	△26.7
合 計		16,064	17,652	△ 9.0

(注) 平成 17 年度地方債計画（公庫資金）のうち当年度貸付見込額及び平成 16 年度地方債計画のうち過年度貸付見込額を合算した額である。なお、農林漁業金融公庫からの受託貸付は含まない。

II. 臨時特別利率の貸付枠の確保

公営企業による社会資本整備の推進に資するため、貸付枠を 3,900 億円（平成 16 年度予算額 4,300 億円）とする。

III. 公営企業借換債の確保

地方公営企業の経営の健全化を一層推進するため、貸付額の大幅な増額を行い、2,000 億円(平成 16 年度予算額 1,100 億円)とする。

IV. 公営企業債券の発行計画

(単位：億円、%)

区 分	平成 17 年度予算 A	平成 16 年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
政府保証債	11,700	13,800	△ 15.2
国内債	10,400	12,500	△ 16.8
外債	1,300	1,300	0.0
非政府保証債	7,960	8,900	△ 10.6
財投機関債	4,000	4,000	0.0
縁故債	3,960	4,900	△ 19.2
合 計	19,660	22,700	△ 13.4

V. 債券借換損失引当金限度額の引上げ（平成 17 年 3 月 24 日施行）

当公庫が金利上昇リスクに的確に対応しつつ、引き続き長期低利の良質な資金を安定的に供給していくことができるよう、債券借換損失引当金限度額（各年度末貸付金残高に対する割合）を 125/1000（現行 100/1000）に引き上げる。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成16年度において取得した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	建物等	503

また、平成16年度において除却した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	神奈川県横浜市 港北区小机町他	土地等	616

2. 主要な設備の状況

平成16年度末における設備の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物・ 構築物	動産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	9,529 m ²	1,347	965	615	2,927

(注)動産には、機械器具備品、造作、敷金を含みます。

3. 設備の新設、除却等の計画

平成17年度の主要な設備等への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	建物等	44

(注)平成17年度予算で計上しているものです。

なお、平成18年度の主要な設備等への支出計画は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫が設立された昭和32年度以降の各年における政府の出資額の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年 度	出 資 額	出 資 金 の 受 入 内 容
昭和32	500	貸付金の原資
〃 33	500	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 34	500	同上
〃 35	300	貸付金の原資
〃 36	300	同上
〃 37	300	同上
〃 38	—	
〃 39	100	当公庫の経営健全化
〃 40	100	同上
〃 41	200	貸付利率(特利)の引下げ
〃 42	300	当公庫の経営健全化
〃 43	200	同上
〃 44	200	同上
〃 45	200	同上
〃 46	200	同上
〃 47	200	同上
〃 48	200	当公庫の業務運営の健全化
〃 49	500	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 50	300	同上
〃 51	500	同上
〃 52	1,000	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 53	1,000	同上
〃 54	800	同上
〃 55	700	同上
〃 56	700	同上
〃 57	700	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 58	700	同上
〃 59	700	同上
〃 60	700	同上
〃 61	2,000	同上
〃 62	1,000	貸付金の原資 経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 63	1,000	同上
平成元～16	—	
累計	16,600	

2. 役員 の 状 況

平成 17 年 7 月 29 日現在の役員 の 定 数 は、総 裁 1 人、理 事 3 人、監 事 1 人 の 計 5 人 で、定 数 外 の 非 常 勤 理 事 が 1 人 と な っ て い ま す。ま た、同 日 現 在 の 実 員 数 は、総 裁 1 人、理 事 3 人、監 事 1 人 の 計 5 人 で、定 数 外 の 非 常 勤 理 事 が 1 人 と な っ て お り、こ れ ら の 任 期 等 の 状 況 に つ い て は、以 下 の と お り で す。

(平成 17 年 7 月 29 日現在)

役職名	氏 名	任 期	主 要 経 歴
総 裁	渡 邊 雄 司 (昭和 19 年 1 月 3 日生)	平成 16 年 9 月 24 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 42 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 平成 15 年 1 月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役副社長 平成 15 年 10 月 興和不動産株式会社代表取締役 社長
理 事	木 村 功 (昭和 26 年 5 月 30 日生)	平成 15 年 2 月 1 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 49 年 4 月 自治省入省 平成 11 年 4 月 京都府副知事 平成 13 年 7 月 総務省大臣官房審議官 (公営企 業・財務担当) 平成 14 年 1 月 総務省大臣官房審議官 (財政制度 担当) 平成 15 年 2 月 現職就任
理 事	飯 島 健 司 (昭和 26 年 8 月 14 日生)	平成 17 年 7 月 29 日就任 ～平成 21 年 7 月 28 日	昭和 49 年 4 月 大蔵省入省 平成 9 年 7 月 大蔵省理財局国有財産総括課長 平成 10 年 1 月 大蔵省福岡財務支局長 平成 13 年 1 月 財務省大臣官房審議官 (理財局担 当) 平成 15 年 7 月 財務省大阪税関長
理 事	石 木 俊 治 (昭和 27 年 2 月 2 日生)	平成 17 年 7 月 29 日就任 ～平成 17 年 9 月 30 日	昭和 49 年 4 月 農林省入省 平成 2 年 8 月 内閣法制局参事官 (第一部) 平成 7 年 7 月 水産庁振興部沿岸課長 平成 14 年 8 月 内閣法制局第四部長 平成 17 年 7 月 農林水産省大臣官房付
理 事 (非常勤)	原 克 己 (昭和 16 年 3 月 30 日生)	平成 15 年 4 月 1 日就任 ～平成 18 年 5 月 11 日	昭和 34 年 4 月 横浜市役所入庁 平成 7 年 6 月 横浜市財政局長 平成 10 年 5 月 横浜市交通局長 平成 12 年 4 月 財団法人横浜市建築助成公社 理事長 平成 15 年 4 月 現職就任
監 事	橋 本 勲 (昭和 18 年 12 月 7 日生)	平成 15 年 6 月 26 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 43 年 4 月 東京都庁入庁 平成 10 年 7 月 東京都交通局総務部長 平成 12 年 8 月 東京都職員共済組合事務局長 平成 13 年 7 月 東京都住宅局長 平成 15 年 6 月 現職就任

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(イ) 当公庫の機関の内容

(a) 日本政府の監督等

当公庫は、公営公庫法の規定により主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、当公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、また、当公庫に対して報告をさせ、または当公庫の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができます。

また、当公庫は、業務の開始の際の業務方法書の作成、金融機関に対する貸付及び回収に関する業務の委託、事業計画及び資金計画の作成、公営企業債券の発行の際には、主務大臣の認可を受けることとされています。

(b) 役員

当公庫は、公営公庫法の規定により、役員として、総裁 1 人、理事 4 人以内及び監事 1 人を置くこととされています。

総裁は、当公庫を代表し、その業務を総理します。

理事は、総裁の定めるところにより、当公庫を代表し、総裁を補佐して当公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。

監事は、当公庫の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

総裁及び監事は、主務大臣が任命し、理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命します。また、主務大臣は、当公庫の役員が公営公庫法第 13 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(c) 幹部会議

当公庫経営の基本方針に関する事項等、当公庫の業務運営に関する重要事項については幹部会議に付議されます。

幹部会議は、役員及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成され、毎月、定例会を開催するほか、総裁が必要と認めるときに臨時会を開催します。

(d) 参与

公営企業健全化基金に関し意見をきき、その円滑な運営に資するため、当公庫に参与を設置しています。参与は 7 人以内とし、地方競馬、自転車競技、小型自動車競走及びモーターボート競走のそれぞれの施行者の全国的組織の代表者、地方公営企業に関係のある者のうちから委嘱しています。

(e) 運営協議会

当公庫の運営等に関し、地方公共団体等の意向を反映させるため、当公庫に公営企業金融公庫運営協議会を設置し、総裁は、当公庫の運営に関し必要な事項を運営協議会に諮るものとしています。

運営協議会の委員は 12 人以内とし、地方公営企業等を代表する者等を総裁が委嘱しています。

(㍑) 内部統制システムの整備の状況

(a) 監事監査

公営公庫法の規定による監事の監査については、書面監査及び実地監査その他適当と認める方法により実施しています。

監査は、毎年度あらかじめ監事が定めた監査計画に基づいて行うものほか、監事は必要に応じて臨時に監査を行うことができます。

監事は、監査の結果を総裁に通知するものとし、当公庫業務の運営について改善を要すると認めた事項があるときは、総裁に意見を提出します。

(b) 内部監査

当公庫における業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、内部監査を行っています。

監査は、各部長及び監査機関の事務を統括する総務部長が指名した者をもって構成する監査機関が行います。

監査は、各部各課（秘書役室を含む。）の所掌事務が適正かつ合理的に運営されているか、事務処理が法令や諸規定に従い正当かつ能率的に行われているかについて行います。

監査機関は、監査を終了したときは、その結果を総裁に報告します。

(c) コンプライアンス委員会

当公庫の業務遂行にあたって、法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すことを目的として、その組織的取組について基本的事項を定めた「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を制定し、これに基づきコンプライアンス委員会を設置し、この運営等について定めた「コンプライアンス委員会運営要領」を制定しています。

コンプライアンス委員会は、当公庫のコンプライアンスに関する重要事項の審議機関であり、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成・改正、実行計画の策定のほか、業務執行においてコンプライアンス上必要な措置等についても審議を行います。

コンプライアンス委員会の構成は、総務部担当理事を委員長とし、各理事及び各部長を委員としています。

(ハ) リスク管理体制の整備の状況

(a) リスクマネジメント会議

当公庫業務に伴う諸リスクを把握・管理し、当公庫の安定的自立的経営に資するためリスクマネジメント会議を設置しています。

リスクマネジメント会議は、部長及び課長（秘書役及び総務部長が指定する課長相当職職員を含む。）をもって構成され、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議において審議するものとしています。

(b) システムリスク管理

当公庫の業務に使用する情報資産の保護と適切な活用を図るため、システムリスク対策についての基本方針及び当該基本方針に基づく運用基準を定めた「システムリスク管理に関する要綱」等を制定するとともに、当公庫のコンピュータシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合の対策として「公営企業金融公庫コンティンジェンシープラン」を策定しています。

また、平成15年度には、当公庫におけるシステムリスクの管理態勢の充実強化を図る一環として、管理態勢の現状評価及び改善点の有無に関する検証等を監査法人に依頼し、外部監査を実施しました。

(ニ) 役員報酬の内容

役員には、公営企業金融公庫役員給与規程に基づき、給与が支給されます。

役員の給与は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当です。ただし、非常勤役員の給与は俸給のみです。

① 役員の俸給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対しそれぞれ当該各号に定める額を支給します。

① 総裁 1,226,000 円、② 理事 911,000 円、③ 監事 824,000 円、④ 非常勤役員 87,000 円

② 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号。以下「給与法」といいます。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給します。

特別調整手当の月額は、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあっては、俸給月額に12/100を乗じて得た額です。

③ 通勤手当は、給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給します。

通勤手当の額は、給与法第12条第2項に規定する額です。

④ 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」といいます。）に、それぞれ、在職する役員に支給します。

特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に25/100を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に20/100を乗じて得た額の合計額に給与法第19条の8に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とします。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができます。

なお、平成16年度決算における役員給は、88,965,494円です。

(ホ) 監査報酬の内容

平成16年度における監査契約に基づく監査証明に係る報酬はありません。

第 5 経理の状況

1. 財務諸表

当公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、官報に公告し、また、決算報告書及び財務諸表については、付属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行者情報概要書においては、平成 15 年度と平成 16 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

当公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、当公庫の財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、当公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

財務諸表の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

(イ) 平成 15 年度の財務諸表に対する監事の意見

【挿入：16. 5. 31 橋本監事の意見書】

(四) 平成 15 年度財務諸表

貸借対照表(平成16年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,888,435,338,303	債 券 発 行 高	22,614,090,636,767
受 託 貸 付 金	414,615,548,819	受 託 貸 付 資 金	414,615,548,819
現 金 預 け 金	586,072,860,977	未 払 費 用	12,880,225,799
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	12,878,339,387
預 け 金	586,072,830,977	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券		雑 勘 定	6,849,708,158
国 債	129,998,650,000	前 受 収 益	6,847,259,558
未 収 収 益	24,799,394,440	未 払 金	2,448,600
未 収 貸 付 金 利 息	24,759,102,503	基 金	
未 収 受 託 手 数 料	40,291,937	基本公営企業健全化基金	860,606,507,383
固 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	2,120,860,234,183
20 業 務 用 固 定 資 産	2,581,068,570	利 差 補 て ん 引 当 金	120,872,024,555
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	1,999,988,209,628
		(負 債 合 計)	26,029,902,861,109
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	26,046,502,861,109	負 債 ・ 資 本 合 計	26,046,502,861,109

損益計算書〔平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで〕

損		失	利		益														
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)														
経	常	費用	562,085,139,305	経	常	収	益	869,140,291,458											
債	券	利息	542,451,954,033	貸	付	金	利	息	861,938,010,720										
借	入	金	利息	139,726	許	可	前	貸	付	利	息	480,681							
支	払	雑	利息	347,100,000	長	期	貸	付	利	息	861,937,530,039								
事	務	費	1,673,802,231	受	託	手	数	料	276,286,579										
俸	給	及	諸	給	与	760,804,469	預	け	金	利	息	57,777,629							
諸	支	出	金	96,320,678	有	価	証	券	益										
旅	費	33,306,716	有	価	証	券	益	55,163,810											
業	務	諸	費	756,349,430	雑	収	入	713,323,187											
交	際	費	443,000	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,742,989			
税	金	26,577,938	雑	益	708,580,198														
債	券	発	行	諸	費	5,455,767,147	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入
償	却	費	12,154,380,574	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	6,099,729,533
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	54,807,017	特	別	利	益					
債	券	発	行	差	金	償	却	5,255,900,000	利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	24,177,672,218
債	券	発	行	費	償	却	6,843,673,557												
雑	損	1,995,594																	
特	別	損	失	331,232,824,371															
固	定	資	産	除	却	損	60,392,359												
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	58,491,658,908									
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	272,680,773,104								
当	期	利	益	金	0														
合	計	893,317,963,676	合	計	893,317,963,676														

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 460,159,206 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 100/1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成16年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 213,626	24,888,435,338,303
受託貸付金	33,443	414,615,548,819
現金預け金		586,072,860,977
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外11行	586,072,830,977
有価証券		
国債	政府短期証券 2口 額面 130,000,000,000 円	129,998,650,000
未収収益		24,799,394,440
未収貸付金利息		24,759,102,503
未収受託手数料		40,291,937
固定資産		
業務用固定資産		2,581,068,570
土地	8筆 m ² 11,009	1,362,081,139
建物	12棟 延4,008	686,389,987
構築物		30,326,766
機械器具備品	自動車2両、その他 143点	65,115,571
造作		41,148,907
敷金	4口	396,006,200
資産合計		26,046,502,861,109
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,614,090,636,767
受託貸付資金		414,615,548,819
未払費用		12,880,225,799
未払債券利息		12,878,339,387
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		6,849,708,158
前受収益		6,847,259,558
未払金		2,448,600
基金		
基本公営企業健全化基金		860,606,507,383
特別法上の引当金		2,120,860,234,183
利差補てん引当金		120,872,024,555
債券借換損失引当金		1,999,988,209,628
負債合計		26,029,902,861,109
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成15年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 24,888,435,338,303円

長期貸付の残高であって、本年度1兆7,111億3,465万円の貸付けを行ったが、一方1兆3,467億8,140万5,453円の償還があったので、平成14年度末の残高24兆5,240億8,209万3,756円に対し、3,643億5,324万4,547円の増加となった。

ii 受託貸付金 414,615,548,819円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度278億8,750万円の貸付けを行ったが、一方374億9,287万9,776円の償還があったので、平成14年度末の残高4,242億2,092万8,595円に対し、96億537万9,776円の減少となった。

iii 現金預け金 586,072,860,977円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高5,860億7,283万977円の合計額である。

iv 有価証券 129,998,650,000円

国債である。

v 未収収益 24,799,394,440円

未収貸付金利息247億5,910万2,503円及び未収受託手数料4,029万1,937円の合計額である。

vi 固定資産 2,581,068,570円

土地13億6,208万1,139円、建物6億8,638万9,987円、構築物3,032万6,766円、機械器具備品6,511万5,571円、造作4,114万8,907円及び敷金3億9,600万6,200円の合計額である。

vii 債券 22,614,090,636,767円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2兆3,079億円(うち国外債券1,300億円)を発行し、償還額2兆4,997億5,089万9,103円(うち国外債券1,285億6,079万9,103円)を差し引いたので、平成14年度末の残高22兆8,059億4,153万5,870円に対し、1,918億5,089万9,103円の減少となった。

viii 受託貸付資金 414,615,548,819円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 12,880,225,799円

未払債券利息128億7,833万9,387円(うち国外債券89億9,597万3,342円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 6,849,708,158円

当年度発生消費税の未払金244万8,600円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益68億4,725万9,558円(14年度末の残高89億2,787万6,437円から、当年度取りくずした20億8,061万6,879円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 860,606,507,383 円

基本公営企業健全化基金 8,606 億 650 万 7,383 円(14 年度末の残高 8,558 億 3,848 万 1,126 円と当年度計上された 108 億 6,775 万 5,790 円の合計額 8,667 億 623 万 6,916 円から、当年度取りくずした 60 億 9,972 万 9,533 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 2,120,860,234,183 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,208 億 7,202 万 4,555 円(14 年度末の残高 865 億 5,803 万 7,865 円と当年度計上された 584 億 9,165 万 8,908 円との合計額 1,450 億 4,969 万 6,773 円から、当年度取りくずした 241 億 7,767 万 2,218 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 1 兆 9,999 億 8,820 万 9,628 円(14 年度末の残高 1 兆 7,273 億 743 万 6,524 円と当年度計上された 2,726 億 8,077 万 3,104 円との合計額)の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 542,451,954,033 円

公営企業債券の本年度支払利息 5,450 億 3,092 万 2,706 円(うち国外債券利息 238 億 5,789 万 3,219 円)と未払利息 128 億 7,833 万 9,387 円(うち未払国外債券利息 89 億 9,597 万 3,342 円)との合計額 5,579 億 926 万 2,093 円から当年度前受収益の取崩額 20 億 8,061 万 6,879 円と前年度計上済の未払利息戻入額 133 億 7,669 万 1,181 円(うち未払国外債券利息戻入額 97 億 555 万 2,527 円)を差し引いた額である。

ii 借入金利息 139,726 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

iii 支払雑利息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iv 事 務 費 1,673,802,231 円

人件費及び物件費である。

v 債券発行諸費 5,455,767,147 円

本年度支出した債券発行諸費 122 億 9,944 万 704 円(元利金支払手数料 50 億 2,205 万 5,462 円、債券発行手数料 69 億 2,075 万 5,700 円、債券発行雑費 3 億 5,662 万 9,542 円)のうち 54 億 5,576 万 7,147 円は本年度損金計上額であり、68 億 4,367 万 3,557 円については、繰延資産に計上するものである。

vi 償 却 費 12,154,380,574 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 15 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

- vii 雑 損 1,995,594 円
 固定資産(什器等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- viii 固定資産除却損 60,392,359 円
 職員宿舍の解体に伴う固定資産(建物等)の除却損である。
- ix 利差補てん引当金繰入 58,491,658,908 円
 低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。
- x 債券借換損失引当金繰入 272,680,773,104 円
 債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。
- xi 貸付金利息 861,938,010,720 円
 許可前貸付利息48万681円、長期貸付利息8,633億6,977万601円、長期貸付の未収貸付金利息247億5,910万2,503円の合計額8,881億2,935万3,785円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額261億9,134万3,065円を差し引いた額である。
- xii 受託手数料 276,286,579 円
 農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分2億7,915万7,802円と未収分4,029万1,937円との合計額3億1,944万9,739円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額4,316万3,160円を差し引いた額である。
- xiii 預け金利息 57,777,629 円
 銀行預金による預け金利息である。
- xiv 有価証券益 55,163,810 円
 余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。
- xv 雑 収 入 713,323,187 円
 雇用保険料の被保険者負担金474万2,989円、繰上償還に係る補償金6億8,922万840円、その他職員住宅家賃等の収入である。
- xvi 公営企業健全化基金より受入 6,099,729,533 円
 基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。
- xvii 利差補てん引当金戻入 24,177,672,218 円
 利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成15年度附属明細書

- 附属明細書の計数について
- 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
 - 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,712,160	1,395,900	1,769,640	16,338,420	
政府保証第697回公営企業債券 ～政府保証第825回公営企業債券	16,712,160	—	1,769,640	14,942,520	0.8 ～5.1
政府保証第826回公営企業債券	—	300,000	—	300,000	0.7
政府保証第827回公営企業債券	—	290,000	—	290,000	0.6
政府保証第828回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	0.5
政府保証第829回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.1
政府保証第830回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	0.9
政府保証第831回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.6
政府保証第832回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.4
政府保証第833回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.5
政府保証第834回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.5
政府保証第835回公営企業債券	—	80,000	—	80,000	1.4
政府保証第836回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.3
政府保証第837回公営企業債券	—	145,900	—	145,900	1.4
政府保証債(外債)	907,642	130,000	128,561	909,081	
政府保証第9回ユーロ・ドル公営企業債券 ～政府保証第2回グローバル・円公 営企業債券	907,642	—	128,561	779,081	1.550 ～9.125
政府保証第3回グローバル・円公 営企業債券	—	130,000	—	130,000	1.350
非政府保証公募債	320,000	300,000	—	620,000	
第1回公営企業債券 ～20年第2回公営企業債券	320,000	—	—	320,000	1.07 ～2.10
第5回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	0.77
第6回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	0.64
20年第3回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.03
定時償還第2回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.51
第7回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.54
20年第4回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.09
20年第5回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.11

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当期末 未償還残高	利率 (%)
20年第6回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.03
30年第1回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.40
30年第2回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.39
第8回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.31
緑故債	4,866,139	482,000	601,550	4,746,589	
い号第34回公営企業債券 ～特別第1号第4回公営企業債券	4,866,139	—	601,550	4,264,589	0.92 ～5.10
特別第1号第5回公営企業債券	—	42,000	—	42,000	0.67
特別第1号第6回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.09
特別第1号第7回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	1.44
特別第1号第8回公営企業債券	—	110,000	—	110,000	1.40
特別第1号第9回公営企業債券	—	170,000	—	170,000	1.52
計	22,805,942	2,307,900	2,499,751	22,614,091	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	86,558	58,492	24,178	—	120,872
債券借換損失引当金	1,727,307	272,681	—	—	1,999,988

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金586,073百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息24,759百万円、受託手数料40百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税2百万円
未払費用	債券利息12,878百万円、支払雑利息2百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期末残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	—	—	1,362	—	—	1,362
建物	967	—	83	885	198	21	686
構築物	85	2	15	72	42	4	30
機械器具備品	181	1	40	142	76	13	65
造作	186	—	1	185	144	16	41
敷金	396	—	0	396	—	—	396
計	3,177	3	139	3,041	460	55	2,581

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	91
職 員 給	663
職 員 基 本 給	419
職 員 諸 手 当	204
超 過 勤 務 手 当	40
退 職 手 当	7
計	761

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成15年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	961,543,679,874	長期及び許可前貸付金	1,711,134,650,000
公営競技納付金	10,867,755,790	債券償還金	2,499,750,899,103
公営企業債券	2,302,644,100,000	短期借入償還金	6,000,000,000
政府保証債	1,520,812,100,000	固定資産取得費	2,870,217
国内債	1,390,994,100,000	事業損金	559,352,925,167
外債	129,818,000,000	事務費	1,675,322,031
非政府保証債	781,832,000,000	支払利息	545,378,162,432
公募債	299,832,000,000	債券発行諸費	12,299,440,704
縁故債	482,000,000,000	その他	36,006,954
短期借入金	6,000,000,000	期末現金預け金	716,071,510,977
長期及び許可前貸付回収金	1,346,781,405,453		
事業益金	863,370,251,282		
雑収入	1,105,422,428		
その他	36,247,591		
合計	5,492,348,862,418	合計	5,492,348,862,418

(イ)平成16年度の財務諸表に対する監事の意見

【挿入：H17.5.31 橋本監事の意見書】

(四) 平成16年度財務諸表

貸借対照表(平成17年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	25,024,051,185,425	債 券 発 行 高	22,377,651,948,931
受 託 貸 付 金	405,271,569,195	受 託 貸 付 資 金	405,271,569,195
現 金 預 け 金	665,836,434,158	未 払 費 用	12,540,248,341
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	12,538,361,929
預 け 金	665,836,404,158	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
未 収 収 益	23,610,677,955	雑 勘 定	5,208,046,766
未 収 貸 付 金 利 息	23,553,947,336	前 受 収 益	5,204,580,266
未 収 受 託 手 数 料	56,730,619	未 払 金	3,466,500
固 定 資 産		基 金	
20 業 務 用 固 定 資 産	2,569,904,630	基 本 公 営 企 業 健 全 化 基 金	867,556,189,346
		特 別 法 上 の 引 当 金	2,436,511,768,784
		利 差 補 て ん 引 当 金	151,437,032,412
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	2,285,074,736,372
		(負 債 合 計)	26,104,739,771,363
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	26,121,339,771,363	負 債 ・ 資 本 合 計	26,121,339,771,363

損益計算書〔平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで〕

損		失	利		益																					
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																					
経	常	費用	496,636,786,055	経	常	収	益	826,884,473,320																		
債	券	利息	477,872,821,256	貸	付	金	利息	822,312,194,659																		
支	払	雑	利息	347,100,000	許	可	前	貸	付	利	息	885,972														
事		務	費	1,795,776,972	長	期	貸	付	利	息	822,311,308,687															
	俸	給	及	諸	給	与	受	託	手	数	料	280,409,339														
	諸	支	出	金	99,769,280	預	け	金	利	息	50,443,546															
	旅		費	31,752,157	有	価	証	券	益																	
	業	務	諸	費	845,870,078	有	価	証	券	益	26,600,000															
	交	際	費	346,250	雑	収	入		555,522,205																	
	税		金	30,344,422	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,727,320									
債	券	発	行	諸	費	4,051,816,835	雑	益	550,794,885																	
債		却	費	12,568,435,402	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入									
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	65,446,547	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	3,659,303,571
債	券	発	行	差	金	償	却	6,978,047,200	特	別	利	益	23,767,610,145													
債	券	発	行	費	償	却	5,524,941,655	固	定	資	産	売	却	益	302,462,413											
雑		損	835,590	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	23,465,147,732												
特	別	損	失	354,015,297,410																						
固	定	資	産	除	却	損	36,115,077																			
債	券	償	還	損	14,862,500,000																					
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	54,030,155,589																
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	285,086,526,744															
当	期	利	益	金	0																					
合	計		850,652,083,465	合	計		850,652,083,465																			

重要な会計方針等

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 356,808,889 円

2 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 125/1000 の範囲内で計上している。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令（昭和 26 年政令第 162 号）第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）はない。

財産目録(平成17年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 219,766	25,024,051,185,425
受託貸付金	32,870	405,271,569,195
現金預け金		665,836,434,158
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外 13行	665,836,404,158
未収収益		23,610,677,955
未収貸付金利息		23,553,947,336
未収受託手数料		56,730,619
固定資産		
業務用固定資産		
土地	7筆 ㎡ 9,529	1,346,642,734
建物	12棟 延4,008	683,454,174
構築物		27,643,315
機械器具備品	自動車2両、その他 141点	80,007,072
造作		328,885,995
敷金	1口	103,271,340
資産合計		26,121,339,771,363
(負債の部)		
債		
債券発行高		22,377,651,948,931
受託貸付資金		405,271,569,195
未払費用		12,540,248,341
未払債券利息		12,538,361,929
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		5,208,046,766
前受収益		5,204,580,266
未払金		3,466,500
基金		
基本公営企業健全化基金		867,556,189,346
特別法上の引当金		2,436,511,768,784
利差補てん引当金		151,437,032,412
債券借換損失引当金		2,285,074,736,372
負債合計		26,104,739,771,363
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成16年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 25,024,051,185,425円

長期貸付の残高であって、本年度1兆6,438億6,250万円の貸付けを行ったが、一方1兆5,082億4,665万2,878円の償還があったので、平成15年度末の残高24兆8,884億3,533万8,303円に対し、1,356億1,584万7,122円の増加となった。

ii 受託貸付金 405,271,569,195円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度424億770万円の貸付けを行ったが、一方517億5,167万9,624円の償還があったので、平成15年度末の残高4,146億1,554万8,819円に対し、93億4,397万9,624円の減少となった。

iii 現金預け金 665,836,434,158円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高6,658億3,640万4,158円の合計額である。

iv 未収収益 23,610,677,955円

未収貸付金利息235億5,394万7,336円及び未収受託手数料5,673万619円の合計額である。

v 固定資産 2,569,904,630円

土地13億4,664万2,734円、建物6億8,345万4,174円、構築物2,764万3,315円、機械器具備品8,000万7,072円、造作3億2,888万5,995円及び敷金1億327万1,340円の合計額である。

vi 債券 22,377,651,948,931円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2兆665億円(うち国外債券1,220億4,000万円)を発行し、償還額2兆3,029億3,868万7,836円(うち国外債券704億108万7,836円)を差し引いたので、平成15年度末の残高22兆6,140億9,063万6,767円に対し、2,364億3,868万7,836円の減少となった。

vii 受託貸付資金 405,271,569,195円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

viii 未払費用 12,540,248,341円

未払債券利息125億3,836万1,929円(うち国外債券83億9,879万1,901円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

ix 雑勘定 5,208,046,766円

当年度発生消費税の未払金346万6,500円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益52億458万266円(15年度末の残高68億4,725万9,558円から、当年度取りくずした16億4,267万9,292円を差し引いた額)の合計額である。

x 基金 867,556,189,346円

基本公営企業健全化基金8,675億5,618万9,346円(15年度末の残高8,606億650万7,383円と当年度計上された106億898万5,534円の合計額8,712億1,549万2,917円から、当年度取りくずし

た 36 億 5,930 万 3,571 円を差し引いた額)である。

x i 特別法上の引当金 2,436,511,768,784 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,514 億 3,703 万 2,412 円(15 年度末の残高 1,208 億 7,202 万 4,555 円と当年度計上された 540 億 3,015 万 5,589 円との合計額 1,749 億 218 万 144 円から、当年度取りくずした 234 億 6,514 万 7,732 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 2 兆 2,850 億 7,473 万 6,372 円(15 年度末の残高 1 兆 9,999 億 8,820 万 9,628 円と当年度計上された 2,850 億 8,652 万 6,744 円との合計額)の合計額である。

xii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 477,872,821,256 円

公営企業債券の本年度支払利息 4,798 億 5,547 万 8,006 円(うち国外債券利息 216 億 1,323 万 2,220 円)と未払利息 125 億 3,836 万 1,929 円(うち未払国外債券利息 83 億 9,879 万 1,901 円)との合計額 4,923 億 9,383 万 9,935 円から当年度前受収益の取崩額 16 億 4,267 万 9,292 円と前年度計上済の未払利息戻入額 128 億 7,833 万 9,387 円(うち未払国外債券利息戻入額 89 億 9,597 万 3,342 円)を差し引いた額である。

ii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iii 事 務 費 1,795,776,972 円

人件費及び物件費である。

iv 債券発行諸費 4,051,816,835 円

本年度支出した債券発行諸費 95 億 7,675 万 8,490 円(元利金支払手数料 36 億 8,402 万 7,645 円、債券発行手数料 55 億 4,671 万 7,210 円、債券発行雑費 3 億 4,601 万 3,635 円)のうち 40 億 5,181 万 6,835 円は本年度損金計上額であり、55 億 2,494 万 1,655 円については、繰延資産に計上するものである。

v 償 却 費 12,568,435,402 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 16 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

vi 雑 損 835,590 円

固定資産(什器等)の除却に伴う雑損の計上額である。

vii 固定資産除却損 36,115,077 円

事務所の移転に伴う固定資産(造作等)の除却損である。

viii 債券償還損 14,862,500,000 円

債券の買入消却に伴う償還損である。

ix 利差補てん引当金繰入 54,030,155,589 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。

x 債券借換損失引当金繰入 285,086,526,744 円

債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。

xi 貸付金利息 822,312,194,659 円

許可前貸付利息 88 万 5,972 円、長期貸付利息 8,235 億 1,646 万 3,854 円、長期貸付の未収貸付金利息 235 億 5,394 万 7,336 円の合計額 8,470 億 7,129 万 7,162 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 247 億 5,910 万 2,503 円を差し引いた額である。

xii 受託手数料 280,409,339 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 6,397 万 657 円と未収分 5,673 万 619 円との合計額 3 億 2,070 万 1,276 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 4,029 万 1,937 円を差し引いた額である。

xiii 預け金利息 50,443,546 円

銀行預金による預け金利息である。

xiv 有価証券益 26,600,000 円

余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。

xv 雑収入 555,522,205 円

雇用保険料の被保険者負担金 472 万 7,320 円、繰上償還に係る補償金 5 億 3,320 万 7,121 円、その他職員住宅家賃等の収入である。

xvi 公営企業健全化基金より受入 3,659,303,571 円

基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。

Xvii 固定資産売却益 302,462,413 円

固定資産の売却益である。

xviii 利差補てん引当金戻入 23,465,147,732 円

利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成16年度附属明細書

附属明細書の計数について

1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。

2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当期 未償還 残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,338,420	1,136,460	1,453,650	16,021,230	
政府保証第710回公営企業債券 ～政府保証第837回公営企業債券	16,338,420	—	1,453,650	14,884,770	0.5 ～4.7
政府保証第838回公営企業債券	—	280,000	—	280,000	1.5
政府保証第839回公営企業債券	—	270,000	—	270,000	1.5
政府保証第840回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第841回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.8
政府保証第842回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.8
政府保証第843回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第844回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第845回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第846回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.4
政府保証第847回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.4
政府保証第848回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.3
政府保証第849回公営企業債券	—	56,460	—	56,460	1.5
政府保証債(外債)	909,081	122,040	70,401	960,720	
政府保証第10回ユーロ・ドル公営企業 債券 ～政府保証第3回グローバル・円公 営企業債券	909,081	—	70,401	838,680	1.350 ～9.125
政府保証第1回グローバル・ユーロ公 営企業債券	—	122,040	—	122,040	4.500
非政府保証公募債	620,000	400,000	—	1,020,000	
10年第1回公営企業債券 ～10年第8回公営企業債券	620,000	—	—	620,000	0.64 ～2.40
10年第9回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.56
20年第7回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.20
30年第3回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.59
定時償還第3回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.01
20年第8回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.25
10年第10回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.77
30年第4回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.95

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 償 還 残 高	利 率 (%)
10年第11回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.71
20年第9回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.33
10年第12回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.53
30年第5回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.72
20年第10回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.21
物価連動第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	0.47
10年第13回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.56
緑故債	4,746,589	408,000	778,887	4,375,701	
い号第37回公営企業債券 ～特別第1号第9回公営企業債券	4,746,589	—	778,887	3,967,701	0.67 ～4.75
特別第1号第10回公営企業債券	—	85,000	—	85,000	1.81
特別第1号第11回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.87
特別第1号第12回公営企業債券	—	80,000	—	80,000	1.62
特別第1号第13回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.43
特別第1号第14回公営企業債券	—	103,000	—	103,000	1.59
計	22,614,090	2,066,500	2,302,938	22,377,651	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	120,872	54,030	23,465	—	151,437
債券借換損失引当金	1,999,988	285,086	—	—	2,285,074

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金665,836百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息23,553百万円、受託手数料56百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税3百万円
未払費用	債券利息12,538百万円、支払雑利息1百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期末残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	—	15	1,346	—	—	1,346
建物	884	17	—	901	218	20	683
構築物	72	2	11	63	35	2	27
機械器具備品	141	32	9	164	84	16	80
造作	184	346	184	346	18	26	328
敷金	396	103	396	103	—	—	103
計	3,041	502	617	2,926	356	65	2,569

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	88
職 員 給	663
職 員 基 本 給	414
職 員 諸 手 当	208
超 過 勤 務 手 当	41
退 職 手 当	35
計	787

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成16年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	716,071,510,977	長期及び許可前貸付金	1,643,862,500,000
公営競技納付金	10,608,985,534	債券償還金	2,317,801,187,836
公営企業債券	2,059,521,952,800	固定資産取得費	502,677,879
政府保証債	1,251,729,952,800	事業損金	491,574,095,568
国内債	1,129,864,470,000	事務費	1,794,759,072
外債	121,865,482,800	支払利息	408,202,578,006
非政府保証債	807,792,000,000	債券発行諸費	9,576,758,490
公募債	399,792,000,000	その他	34,072,683
縁故債	408,000,000,000	期末現金預け金	665,836,434,158
長期及び許可前貸付回収金	1,508,246,652,878		
事業益金	823,517,349,826		
雑収入	1,198,998,821		
その他	445,517,288		
合計	5,119,610,968,124	合計	5,119,610,968,124

(ハ) 平成12年度から平成16年度までの貸借対照表及び損益計算書

平成12年度から平成16年度までの貸借対照表

(単位：円)

年 度(平成)		12	13	14	15	16
資産の部	貸付金					
	長期貸付	23,377,078,664,508	24,047,147,689,937	24,524,082,093,756	24,888,435,338,303	25,024,051,185,425
	受託貸付金	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819	405,271,569,195
	現金預け金	1,119,730,526,996	1,011,400,323,574	792,214,065,184	586,072,860,977	665,836,434,158
	現金	100,000	0	30,000	30,000	30,000
	預け金	1,119,730,426,996	1,011,400,323,574	792,214,035,184	586,072,830,977	665,836,404,158
	有価証券	4,934,656,400	204,999,660,000	169,329,614,690	129,998,650,000	0
	未収収益	28,228,089,330	27,601,164,960	26,234,506,225	24,799,394,440	23,610,677,955
	未収貸付金利息	28,225,463,265	27,275,329,551	26,191,343,065	24,759,102,503	23,553,947,336
	未収受託手数料	2,626,065	12,487,486	43,163,160	40,291,937	56,730,619
	未収受入雑利息	0	313,347,923	0	0	0
	雑勘定					
	仮払金	12,579,602	0	0	0	0
	固定資産					
	20業務用固定資産	2,523,181,562	2,802,471,273	2,695,843,323	2,581,068,570	2,569,904,630
資産合計	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	
負債及び資本の部	債券					
	債券発行高	22,362,802,003,680	22,875,916,112,745	22,805,941,535,870	22,614,090,636,767	22,377,651,948,931
	受託貸付資金	437,431,301,637	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819	405,271,569,195
	未払費用	17,796,878,128	15,930,318,886	13,378,577,593	12,880,225,799	12,540,248,341
	未払債券利息	17,796,878,128	15,930,318,886	13,376,691,181	12,878,339,387	12,538,361,929
	未払支払雑利息	0	0	1,886,412	1,886,412	1,886,412
	雑勘定	13,551,300,409	11,168,772,581	8,932,054,200	6,849,708,158	5,208,046,766
	仮受金	138,331	153,402	209,363	0	0
	前受収益	13,486,343,673	11,148,661,335	8,927,876,437	6,847,259,558	5,204,580,266
	未払金	64,818,405	19,957,844	3,968,400	2,448,600	3,466,500
	基金					
	基本公営企業健全化基金	843,151,659,901	847,527,797,970	855,838,481,126	860,606,507,383	867,556,189,346
	特別法上の引当金	1,278,605,856,280	1,526,808,307,562	1,813,865,474,389	2,120,860,234,183	2,436,511,768,784
	利差補てん引当金	—	45,281,007,815	86,558,037,865	120,872,024,555	151,437,032,412
	債券借換損失引当金	1,278,605,856,280	1,481,527,299,747	1,727,307,436,524	1,999,988,209,628	2,285,074,736,372
	(負債合計)	24,953,339,000,035	25,709,500,090,374	25,922,177,051,773	26,029,902,861,109	26,104,739,771,363
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
負債・資本合計	24,969,939,000,035	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	

平成12年度から平成16年度までの損益計算書

(単位：円)

年 度(平成)		12	13	14	15	16
損 失	經常費用	779,108,187,208	702,326,045,545	634,485,909,190	562,085,139,305	496,636,786,055
	債券利息	752,438,217,774	679,223,270,476	617,508,921,728	542,451,954,033	477,872,821,256
	借入金利息	0	233,584	1,678,245	139,726	0
	支払雑利息	0	0	291,136,412	347,100,000	347,100,000
	事務費	1,709,170,022	1,734,891,618	1,725,598,043	1,673,802,231	1,795,776,972
	俸給及諸給与	863,314,418	850,465,973	760,604,262	760,804,469	787,694,785
	諸支出金	87,502,938	92,900,082	94,115,082	96,320,678	99,769,280
	旅 費	35,563,221	31,712,344	33,179,059	33,306,716	31,752,157
	業務諸費	690,708,735	730,345,749	807,915,309	756,349,430	845,870,078
	交 際 費	799,250	669,950	773,325	443,000	346,250
	税 金	31,281,460	28,797,520	29,011,006	26,577,938	30,344,422
	債券発行諸費	5,095,748,679	4,793,449,562	4,309,625,932	5,455,767,147	4,051,816,835
	償 却 費	19,865,012,232	16,574,098,942	10,648,870,091	12,154,380,574	12,568,435,402
	20 固定資産減価償却費	50,969,727	49,011,133	55,755,359	54,807,017	65,446,547
	債券発行差金償却	6,566,780,000	4,072,160,000	4,056,000,000	5,255,900,000	6,978,047,200
	債券発行費償却	13,247,262,505	12,452,927,809	6,537,114,732	6,843,673,557	5,524,941,655
	雑 損	38,501	101,363	78,739	1,995,594	835,590
	特別損失	195,809,402,224	248,202,451,282	311,648,477,632	331,232,824,371	354,015,297,410
	固定資産除却損	0	0	81,463,396	60,392,359	36,115,077
	債券償還損	0	0	0	0	14,862,500,000
利差補てん引当金繰入	—	45,281,007,815	65,786,877,459	58,491,658,908	54,030,155,589	
債券借換損失引当金繰入	195,809,402,224	202,921,443,467	245,780,136,777	272,680,773,104	285,086,526,744	
当期利益金	0	0	0	0	0	
合 計	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	850,652,083,465	
利 益	經常収益	974,917,589,432	950,528,496,827	921,624,539,413	869,140,291,458	826,884,473,320
	貸付金利息	971,004,605,726	939,036,716,968	908,349,304,595	861,938,010,720	822,312,194,659
	許可前貸付利息	1,360,262	21,512,819	5,375,269	480,681	885,972
	長期貸付利息	971,003,245,464	939,014,653,978	908,343,929,326	861,937,530,039	822,311,308,687
	短期貸付利息	0	550,171	0	0	0
	受託手数料	283,207,137	286,921,387	298,231,533	276,286,579	280,409,339
	一般会計より受入	1,400,000,000	0	0	0	0
	預け金利息	1,838,282,962	315,315,352	130,099,361	57,777,629	50,443,546
	有価証券益	378,913,035	1,744,789,767	8,116,200	55,163,810	26,600,000
	有価証券利息	370,648,678	102,386,567	0	0	0
	有価証券益	8,264,357	1,642,403,200	8,116,200	55,163,810	26,600,000
	受入雑利息	0	1,024,473,937	962,300,935	0	0
	雑 収 入	12,580,572	156,833,273	5,267,227,054	713,323,187	555,522,205
	労働保険料被保険者負担金	2,763,635	4,199,364	4,382,422	4,742,989	4,727,320
	雑 益	9,816,937	152,633,909	5,262,844,632	708,580,198	550,794,885
	公営企業健全化基金より受入	0	7,963,446,143	6,609,259,735	6,099,729,533	3,659,303,571
	基本公営企業健全化基金より受入	0	0	0	0	0
	特別利益	0	0	24,509,847,409	24,177,672,218	23,767,610,145
	固定資産売却益	0	0	0	0	302,462,413
利差補てん引当金戻入	—	0	24,509,847,409	24,177,672,218	23,465,147,732	
合 計	974,917,589,432	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	850,652,083,465	

2. 行政コスト計算財務書類

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において抛るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

なお、行政コスト計算財務書類の概要については本発行者情報概要書 16 ページ以降を、詳細については次ページ以降をご参照下さい。

(イ) 平成15年度行政コスト計算財務書類（平成16年7月30日公表）

行政コスト計算書
 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	548,148,755,673		
その他業務費用	12,647,053,310		
営業経費	1,810,278,833		
その他経常費用	1,995,594		
特別損失	60,392,359	562,668,475,769	
(控除)業務収入			
資金運用収益	△861,938,010,720		
役務取引等収益	△ 276,286,579		
その他業務収益	△ 112,723,661		
その他経常収益	△ 6,808,309,731		
特別利益	△ 2,437,890	△ 869,137,768,581	
業務費用合計			△ 306,469,292,812
II 機会費用			
政府出資等の機会費用	238,210,000		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	50,358,405		
機会費用合計			288,568,405
III 行政コスト			△ 306,180,724,407

民間企業仮定貸借対照表
(平成16年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	586,072,860,977	債 券	22,632,039,604,720
有 価 証 券	129,998,887,992	受 託 貸 付 資 金	414,615,548,819
国 債	129,998,887,992	そ の 他 負 債	19,388,944,902
貸 付 金※1	24,888,435,338,303	未 払 金	2,448,600
受 託 貸 付 金	414,615,548,819	長 期 未 払 金	2,685,717,856
そ の 他 資 産	58,240,178,927	未 払 費 用	12,878,339,387
未 収 収 益	24,803,882,050	債 券 発 行 差 金	3,822,439,059
債 券 発 行 差 金	30,241,179,597	賞 与 引 当 金	63,884,707
そ の 他 の 資 産	3,195,117,280	退 職 給 付 引 当 金	258,254,575
動 産 不 動 産	2,581,068,570	公 営 企 業 健 全 化 基 金	860,606,507,383
土 地 建 物 動 産	2,645,221,576	(負債の部合計)	23,926,972,745,106
減 価 償 却 累 計 額	△ 460,159,206	(資 本 の 部)	
保 証 金 権 利 金	396,006,200	資 本 金	16,600,000,000
貸 倒 引 当 金	0	剰 余 金	2,136,371,138,482
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※2	120,872,024,555
		金 利 変 動 積 立 金 ※3	1,999,988,209,628
		次 期 繰 越 利 益 金	15,510,904,299
		(資本の部合計)	2,152,971,138,482
資 産 の 部 合 計	26,079,943,883,588	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	26,079,943,883,588

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	869,135,330,691
資 金 運 用 収 益	861,938,010,720
貸 付 金 利 息	861,938,010,720
役 務 取 引 等 収 益	276,286,579
受 託 手 数 料	276,286,579
そ の 他 業 務 収 益	112,723,661
預 け 金 利 息	57,477,308
有 価 証 券 利 息	55,246,353
そ の 他 経 常 収 益	6,808,309,731
公営企業健全化基金取崩益	6,099,729,533
そ の 他 の 経 常 収 益	708,580,198
経 常 費 用	562,608,083,410
資 金 調 達 費 用	548,148,755,673
債 券 利 息	542,123,467,810
借 入 金 利 息	139,726
債 券 発 行 差 金 償 却	6,025,148,137
そ の 他 業 務 費 用	12,647,053,310
債 券 発 行 費	12,299,440,704
そ の 他 の 支 払 利 息	347,612,606
営 業 経 費	1,810,278,833
一 般 管 理 費	1,584,069,719
賞 与 引 当 金 繰 入 額	63,884,707
減 価 償 却 費	162,324,407
そ の 他 経 常 費 用	1,995,594
経 常 利 益	306,527,247,281
特 別 利 益	2,437,890
退 職 給 付 引 当 金 戻 入	2,437,890
特 別 損 失	60,392,359
動 産 不 動 産 処 分 損	60,392,359
当 期 利 益	306,469,292,812

キャッシュ・フロー計算書
(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,346,781,405,453
貸付金払出による支出	△1,711,134,650,000
貸付金利息収入	863,023,151,282
債券発行による収入	2,302,644,100,000
債券償還による支出	△2,502,210,200,000
債券利息支出	△ 542,571,621,809
債券発行費支出	△ 12,299,440,704
短期借入金による収入	6,000,000,000
短期借入金償還による支出	△ 6,000,000,000
短期借入金利息支出	△ 139,726
受託手数料収入	279,157,802
運用利息収入	112,941,439
業務経費支出	△ 1,640,903,359
その他業務活動による収入	708,903,378
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 256,307,296,244
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
動産不動産の取得による支出	△ 32,545,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,545,900
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	10,867,755,790
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,867,755,790
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 245,472,086,354
VI 現金及び現金同等物の期首残高	961,543,835,323
VII 現金及び現金同等物の期末残高	716,071,748,969

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成16年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	16,036,371,281	
当期利益金	<u>306,469,292,812</u>	322,505,664,093
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	<u>24,177,672,218</u>	24,177,672,218
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	58,491,658,908	
金利変動積立金 ※2	<u>272,680,773,104</u>	<u>331,172,432,012</u>
次期繰越利益金 ※3		<u><u>15,510,904,299</u></u>

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

当公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成16年2月26日金検第86号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	412,098,030円
年金資産	153,843,455円
退職給付引当金	258,254,575円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付引当金戻入

退職一時金に係る退職給付費用の額	27,113,001円
厚生年金基金に係る退職給付引当金戻入の額	29,550,891円

上記については、相殺後の金額を民間仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項に基づき、財務大臣が別に定めたとおる(支出時に全額費用として処理)により償却している。

②債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則10年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

③ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	586,072,860,977 円
有価証券	129,998,887,992 円
現金及び現金同等物	716,071,748,969 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利率

決算日における10年国債の利回りを使用している。

15年度末 1.435%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 75人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区 分	国 の 会 計 区 分	根 拠 法 令	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区 分	種 類 及 び 銘 柄	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
満期保有目的の債券	207回政府短期証券	159,999,824,999	175,001	160,000,000,000	0
	212回政府短期証券	9,329,945,140	54,860	9,330,000,000	0
	211～260回 政府短期証券	0	790,500,000,000	790,500,000,000	0
	336回短期割引国債	0	148,000,000,000	148,000,000,000	0
	265回政府短期証券	0	79,999,308,140	0	79,999,308,140
	266回政府短期証券	0	49,999,579,852	0	49,999,579,852
	計	169,329,770,139	1,068,499,117,853	1,107,830,000,000	129,998,887,992

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区 分	リ ス ク 管 理 債 権	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
長 期 貸 付	正 常 債 権	24,524,082,093,756	1,711,134,650,000	1,346,781,405,453	24,888,435,338,303
	要 管 理 債 権	0	0	0	0
	危 険 債 権	0	0	0	0
	破 産 更 生 債 権 等	0	0	0	0
	計	24,524,082,093,756	1,711,134,650,000	1,346,781,405,453	24,888,435,338,303

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,550,273,436,821	24,913,194,440,806	362,921,003,985
計	24,550,273,436,821	24,913,194,440,806	362,921,003,985

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記2. から4. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額		差引 当期末残高
						累計	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139	0	0	1,362,081,139
	建物	967,375,868	0	82,866,145	884,509,723	198,119,736	21,325,729	686,389,987
	動産	451,366,255	2,870,217	55,605,758	398,630,714	262,039,470	33,481,288	136,591,244
	計	2,780,823,262	2,870,217	138,471,903	2,645,221,576	460,159,206	54,807,017	2,185,062,370
無形固定資産	ソフトウェア	622,737,142	29,675,683	0	652,412,825	425,945,896	107,517,390	226,466,929
投資その他の資産	保証金	396,456,200	0	450,000	396,006,200	0	0	396,006,200

(注) 1. 土地、建物及び動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは、仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第697回～第825回公営企業債券	16,712,160,000,000	0	1,769,640,000,000	14,942,520,000,000	0.8～4.7
政府保証債(国内債) 第826回～第837回公営企業債券	0	1,395,900,000,000	0	1,395,900,000,000	0.5～1.6
政府保証債(外債) 第9回ユーロ・トル公営企業債券～第2回 クローバル・円公営企業債券	928,050,504,720	0	131,020,100,000	797,030,404,720	1.550～9.125
政府保証債(外債) 第3回クローバル・円公営企業債券	0	130,000,000,000	0	130,000,000,000	1.350
非政府保証公募債 第1回～第4回公営企業債券	250,000,000,000	0	0	250,000,000,000	1.07～1.49
非政府保証公募債 第5回～第8回公営企業債券	0	180,000,000,000	0	180,000,000,000	0.64～1.54
非政府保証公募債 20年第1回～第2回公営企業債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000	1.45～2.10
非政府保証公募債 20年第3回～第6回公営企業債券	0	80,000,000,000	0	80,000,000,000	1.03～2.11
非政府保証公募債 30年第1回～第2回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	2.39～2.40
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 定時償還第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	1.39
非政府保証公募債 定時償還第2回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.51
縁故債 い号第34回公営企業債券～特別第1 号第4回公営企業債券	4,866,139,300,000	0	601,550,100,000	4,264,589,200,000	0.92～4.65
縁故債 特別第1号第5回～第9回 公営企業債券	0	482,000,000,000	0	482,000,000,000	0.67～1.52
計	22,826,349,804,720	2,307,900,000,000	2,502,210,200,000	22,632,039,604,720	

⑦退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	133,629,050	27,113,001	6,825,600	153,916,451
厚生年金基金に係る引当金	144,713,820	0	40,375,696	104,338,124
計	278,342,870	27,113,001	47,201,296	258,254,575

⑧その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	37,663,435	63,884,707	37,663,435	63,884,707

⑨その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	792,214,065,184	0	206,141,204,207	586,072,860,977
未収収益	26,239,294,156	24,803,882,050	26,239,294,156	24,803,882,050
未収貸付金利息	26,191,343,065	24,759,102,503	26,191,343,065	24,759,102,503
未収受託手数料	43,163,160	40,291,937	43,163,160	40,291,937
未収預け金利息	4,787,931	4,487,610	4,787,931	4,487,610
その他の資産	3,670,769,388	97,531,767	573,183,875	3,195,117,280
長期前払費用	3,033,330,462	0	347,612,606	2,685,717,856
その他	637,438,926	97,531,767	225,571,269	509,399,424
未払金	3,968,400	2,448,600	3,968,400	2,448,600
未払消費税	3,968,400	2,448,600	3,968,400	2,448,600
長期未払金	3,032,817,856	0	347,100,000	2,685,717,856
未払費用	13,376,691,181	12,878,339,387	13,376,691,181	12,878,339,387
未払債券利息	3,671,138,654	3,882,366,045	3,671,138,654	3,882,366,045
未払国外債券利息	9,705,552,527	8,995,973,342	9,705,552,527	8,995,973,342
その他の負債	209,363	0	209,363	0
その他	209,363	0	209,363	0
計	838,537,815,528	37,782,201,804	246,681,651,182	629,638,366,150

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	86,742,883	8,554,240	20,672,385	0
職 員	629,572,551	55,330,467	6,440,616	
計	716,315,434	63,884,707	27,113,001	0

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	716,315,434
諸 支 出 金	80,752,884
旅 費	33,306,716
業 務 諸 費	726,673,747
交 際 費	443,000
税 金	26,577,938
計	1,584,069,719

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権(24,913,194,440,806円)であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は0円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も0円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円である。

(ロ) 平成16年度行政コスト計算財務書類（平成17年7月29日公表）

行政コスト計算書
 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	483,296,559,200		
その他業務費用	9,923,858,490		
営業経費	1,795,479,536		
その他経常費用	835,590		
特別損失	14,898,615,077	509,915,347,893	
(控除)業務収入			
資金運用収益	△822,312,194,659		
役務取引等収益	△ 280,409,339		
その他業務収益	△ 81,921,712		
その他経常収益	△ 4,210,098,456		
特別利益	△ 302,462,413	△ 827,187,086,579	
業務費用合計			△ 317,271,738,686
II 機会費用			
政府出資等の機会費用	219,120,000		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	48,986,045		
機会費用合計			268,106,045
III 行政コスト			△ 317,003,632,641

民間企業仮定貸借対照表
(平成17年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	665,836,434,158	債 券	22,393,386,780,264
貸 付 金※1	25,024,051,185,425	受託貸付資金	405,271,569,195
受託貸付金	405,271,569,195	そ の 他 負 債	18,095,368,420
そ の 他 資 産	57,094,621,408	未 払 金	3,466,500
未 収 収 益	23,620,281,723	長 期 未 払 金	2,338,617,856
債券発行差金	30,580,010,137	未 払 費 用	12,538,361,929
その他の資産	2,894,329,548	債券発行差金	3,214,922,135
動 産 不 動 産	2,569,904,630	賞 与 引 当 金	57,400,831
土地建物動産	2,823,442,179	退職給付引当金	213,529,592
減価償却累計額	△ 356,808,889	公営企業健全化基金	867,556,189,346
保証金権利金	103,271,340	(負債の部合計)	23,684,580,837,648
貸倒引当金	0	(資本の部)	
		資 本 金	16,600,000,000
		剰 余 金	2,453,642,877,168
		利差補てん積立金 ※2	151,437,032,412
		金利変動積立金 ※3	2,285,074,736,372
		次期繰越利益金	17,131,108,384
		(資本の部合計)	2,470,242,877,168
資 産 の 部 合 計	26,154,823,714,816	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	26,154,823,714,816

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	826,884,624,166
資 金 運 用 収 益	822,312,194,659
貸 付 金 利 息	822,312,194,659
役 務 取 引 等 収 益	280,409,339
受 託 手 数 料	280,409,339
そ の 他 業 務 収 益	81,921,712
預 け 金 利 息	55,559,704
有 価 証 券 利 息	26,362,008
そ の 他 経 常 収 益	4,210,098,456
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	3,659,303,571
そ の 他 の 経 常 収 益	550,794,885
経 常 費 用	495,016,732,816
資 金 調 達 費 用	483,296,559,200
債 券 利 息	477,264,859,464
債 券 発 行 差 金 償 却	6,031,699,736
そ の 他 業 務 費 用	9,923,858,490
債 券 発 行 費	9,576,758,490
そ の 他 の 支 払 利 息	347,100,000
営 業 経 費	1,795,479,536
一 般 管 理 費	1,551,816,335
賞 与 引 当 金 繰 入 額	57,400,831
退 職 給 付 費 用	530,748
減 価 償 却 費	185,731,622
そ の 他 経 常 費 用	835,590
経 常 利 益	331,867,891,350
特 別 利 益	302,462,413
動 産 不 動 産 売 却 益	302,462,413
特 別 損 失	14,898,615,077
動 産 不 動 産 処 分 損	36,115,077
債 券 償 還 損	14,862,500,000
当 期 利 益	317,271,738,686

キャッシュ・フロー計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,508,246,652,878
貸付金払出による支出	△1,643,862,500,000
貸付金利息収入	823,170,249,826
債券発行による収入	2,059,521,952,800
債券償還による支出	△2,320,015,324,456
債券利息支出	△ 477,641,341,386
債券発行費支出	△ 9,576,758,490
受託手数料収入	263,970,657
運用利息収入	57,043,546
業務経費支出	△ 1,659,938,873
その他業務活動による収入	962,001,498
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,533,992,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	400,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 399,980,000,000
動産不動産の売却による収入	302,462,413
動産不動産の取得による支出	△ 632,770,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,308,345
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	10,608,985,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,608,985,534
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 50,235,314,811
VI 現金及び現金同等物の期首残高	716,071,748,969
VII 現金及び現金同等物の期末残高	665,836,434,158

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成17年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	15,510,904,299	
当期利益金	<u>317,271,738,686</u>	332,782,642,985
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	<u>23,465,147,732</u>	23,465,147,732
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	54,030,155,589	
金利変動積立金 ※2	<u>285,086,526,744</u>	<u>339,116,682,333</u>
次期繰越利益金 ※3		<u><u>17,131,108,384</u></u>

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

当公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成16年2月26日金検第86号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	374,455,233円
年金資産	160,925,641円
退職給付引当金	<u>213,529,592円</u>

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付費用の額

退職一時金に係る退職給付費用の額	530,748円
厚生年金基金に係る退職給付引当金戻入の額	9,949,091円
	9,418,343円

上記については、相殺後の金額を民間企業仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

②債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則10年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払

③ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券および変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	665,836,434,158 円
現金及び現金同等物	665,836,434,158 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における10年国債の利回りを使用している。

16年度末 1.320%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 78人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	265回政府短期証券	79,999,308,140	691,860	80,000,000,000	0
	266回政府短期証券	49,999,579,852	420,148	50,000,000,000	0
	360回短期割引国債	0	400,000,000,000	400,000,000,000	0
	301回政府短期証券	0	250,000,000,000	250,000,000,000	0
	計	129,998,887,992	650,001,112,008	780,000,000,000	0

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	24,888,435,338,303	1,643,862,500,000	1,508,246,652,878	25,024,051,185,425
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,888,435,338,303	1,643,862,500,000	1,508,246,652,878	25,024,051,185,425

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,913,194,440,806	25,047,605,132,761	134,410,691,955
計	24,913,194,440,806	25,047,605,132,761	134,410,691,955

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に合った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記2. から4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④ リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤ 固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産	土地	1,362,081,139	0	15,438,405	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734
	建物	884,509,723	17,313,450	0	901,823,173	218,368,999	20,249,263	683,454,174
	動産	398,630,714	382,093,089	205,747,531	574,976,272	138,439,890	45,197,284	436,536,382
	計	2,645,221,576	399,406,539	221,185,936	2,823,442,179	356,808,889	65,446,547	2,466,633,290
無形固定資産	ソフトウェア	652,412,825	130,092,879	0	782,505,704	546,230,971	120,285,075	236,274,733
投資その他の資産	保証金	396,006,200	103,271,340	396,006,200	103,271,340	0	0	103,271,340

(注) 1. 土地、建物及び動産の三つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは、仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥ 債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第710回～第837回公営企業債券	16,338,420,000,000	0	1,453,650,000,000	14,884,770,000,000	0.5～4.7
政府保証債(国内債) 第838回～第849回公営企業債券	0	1,136,460,000,000	0	1,136,460,000,000	1.3～1.8
政府保証債(外債) 第10回ユーロ・ドル公営企業債券～ 第3回グローバル・円公営企業債券	927,030,404,720	0	72,615,224,456	854,415,180,264	1.350～9.125
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ユーロ公営企業債券	0	122,040,000,000	0	122,040,000,000	4.500
非政府保証公募債 10年第1回～第8回公営企業債券	430,000,000,000	0	0	430,000,000,000	0.64～1.54
非政府保証公募債 10年第9回～第13回公営企業債券	0	220,000,000,000	0	220,000,000,000	1.53～1.77
非政府保証公募債 20年第1回～第6回公営企業債券	110,000,000,000	0	0	110,000,000,000	1.03～2.11
非政府保証公募債 20年第7回～第10回公営企業債券	0	80,000,000,000	0	80,000,000,000	2.20～2.33
非政府保証公募債 30年第1回～第2回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	2.39～2.40
非政府保証公募債 30年第3回～第5回公営企業債券	0	70,000,000,000	0	70,000,000,000	2.59～2.95
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 物価連動第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	0.47
非政府保証公募債 定時償還第1回～第2回公営企業債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000	1.39～1.51
非政府保証公募債 定時償還第3回公営企業債券	0	10,000,000,000	0	10,000,000,000	2.01

銘 柄	期 首 残 高	当 期 発 行 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	利 率
縁故債 い号第37回公営企業債券～特別 第1号第9回公営企業債券	4,746,589,200,000	0	778,887,600,000	3,967,701,600,000	0.67～4.75
縁故債 特別第1号第10回～第14回公営 企業債券	0	408,000,000,000	0	408,000,000,000	1.43～1.87
計	22,632,039,604,720	2,066,500,000,000	2,305,152,824,456	22,393,386,780,264	

⑦ 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
退職一時金に係る引当金	153,916,451	9,949,091	35,220,645	128,644,897
厚生年金基金に係る引当金	104,338,124	0	19,453,429	84,884,695
計	258,254,575	9,949,091	54,674,074	213,529,592

⑧ その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
賞 与 引 当 金	63,884,707	57,400,831	63,884,707	57,400,831

⑨ その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
現 金 及 び 預 け 金	586,072,860,977	79,763,573,181	0	665,836,434,158
未 収 収 益	24,803,882,050	23,620,281,723	24,803,882,050	23,620,281,723
未 収 貸 付 金 利 息	24,759,102,503	23,553,947,336	24,759,102,503	23,553,947,336
未 収 受 託 手 数 料	40,291,937	56,730,619	40,291,937	56,730,619
未 収 預 け 金 利 息	4,487,610	9,603,768	4,487,610	9,603,768
そ の 他 の 資 産	3,195,117,280	200,670,026	501,457,758	2,894,329,548
長 期 前 払 費 用	2,685,717,856	0	347,100,000	2,338,617,856
そ の 他	509,399,424	200,670,026	154,357,758	555,711,692
未 払 金	2,448,600	3,466,500	2,448,600	3,466,500
未 払 消 費 税	2,448,600	3,466,500	2,448,600	3,466,500
長 期 未 払 金	2,685,717,856	0	347,100,000	2,338,617,856
未 払 費 用	12,878,339,387	12,538,361,929	12,878,339,387	12,538,361,929
未 払 債 券 利 息	3,882,366,045	4,139,570,028	3,882,366,045	4,139,570,028
未 払 国 外 債 券 利 息	8,995,973,342	8,398,791,901	8,995,973,342	8,398,791,901
計	629,638,366,150	116,126,353,359	38,533,227,795	707,231,491,714

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	80,411,254	8,051,049	545,260	0
職 員	608,178,179	49,349,782	9,403,831	
計	688,589,433	57,400,831	9,949,091	0

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	688,589,433
諸 支 出 金	85,006,874
旅 費	31,752,157
業 務 諸 費	715,777,199
交 際 費	346,250
税 金	30,344,422
計	1,551,816,335

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（25,047,605,132,761 円）であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は 0 円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も 0 円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は 0 円である。

第6 発行者の参考情報

当公庫では、当公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (平成17年度)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録、 重要な会計方針等)	・官報にて公告 ・事務所に常備	7月29日
附属明細書	・事務所に常備	〃
決算報告書	・事務所に常備	〃
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備	〃
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容 等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備	〃
行政コスト計算財務書類	・事務所に常備	〃
公営企業金融公庫パンフレット (当公庫の役割と仕事)	・事務所に常備	8月
政策評価	・事務所に常備	〃
ANNUAL REPORT	・事務所に常備	10月
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への情 報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp/)	随時更新